

第3部 発災後対策

発災後対策節別タイムスケジュール

		発災後1時間以内		発災後3時間以内		発災後6時間以内		発災後12時間以内		発災後24時間以内				
第1章	災害対策本部機能の確保	(県災対本部) 活動態勢の整備	県災対本部の設置	災害対策統括会議の開催	災害対策本部員会議の開催	主要活動拠点の確認・調整	災害対策統括会議、本部員会議とも、以降必要に応じ随時開催							
			地方部の設置	地方部員会議の開催	主要活動拠点の確認・調整	地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催								
		(地方部)	第1節	通信手段の確保	通信手段途絶の対応				通信設備の応急復旧					
				自衛隊への第一報の報告	派遣及び応急措置の実施要請		受入体制の整備			経費の負担区分の協議				
		第2節	通信機能の確保	災害情報の収集・伝達	被害情報の収集・提供					被災者への広報・広聴				
				津波情報の収集・伝達										
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等			(応援)		協定等に基づく応援要請の受理・県内市町間の調整			応援市町への応援要請			
				(受援)		国に対する応援要請・各協定に基づく応援要請			連絡要員受入・要請内容の検討					
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用					災害救助法の適用			災害救助法の運用					
第5節	広域的な応援・受援体制の整備													
第6節	国・その他の地方公共団体への対策要員の派遣要請等													
第7節	災害救助法の適用													
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	職員非常参集	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	道路交通情報情報・被害情報の収集	道路パトロールと緊急時の措置				緊急輸送道路の確保 緊急交通路の指定					
				必要な箇所の門扉開閉操作	水防施設等の監視・警戒体制の整備				水防施設の応急復旧工事の実施					
				被害情報の収集	施設の応急対策活動				市町水道施設応急復旧活動への参加					
				被害情報の収集	人員及び資機材の確保				復旧活動・危険箇所の周知					
				被害情報の収集 ヘリコプターの応援要請	活動拠点の確保・各活動の実施									
第3章	医療・救急及び医療活動	医療・救急及び医療活動	医療・救急及び医療活動	各救助機関への部隊派遣要請	救急・救助及び消防活動の調整		活動拠点確保・資機材調達等							
				医療情報の収集・共有	医療救護活動				医療機関の応急復旧					
第4章	避難及び被災者支援等の活動	避難及び被災者支援等の活動	避難及び被災者支援等の活動	避難の指示等 緊急の避難情報の伝達	被災者の大規模避難対策		避難所開設・運営支援							
				災害時要援護者・施設等の被災状況把握・受入調整等			災害時要援護者への応急対策情報等の提供			避難所等への専門職員派遣 市町からの要請に対する支援				
				学校・園における児童生徒等の安全確保	学校・園における児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保		児童生徒の下校または保護継続の判断			県立学校および市町への支援				
				学校施設等の被害状況の把握・情報提供										
				ボランティアの確保と活用	被害情報等の収集と共有				みえ災害ボランティア支援センターの設置					
				防疫・保健衛生活動					防疫活動の実施・支援 健康管理の実施・調整					
				災害警備活動	災害警備本部の設置	災害警備活動の実施								
第5節	災害警備活動													
第6節	遺体の取り扱い													
第7節	遺体の取り扱い													

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

			発災後1時間以内	発災後3時間以内	発災後6時間以内	発災後12時間以内	発災後24時間以内
第5章	救援物資等の供給	第1節 緊急輸送手段の確保	県有車両の確保 輸送ルートの情報収集・伝達			輸送手段の確保	
		第2節 救援物資等の供給	物資要請情報の収集・整理・調整			救援物資の受入 物資等の調達	
		第3節 給水活動	飲料水の確保	応急給水活動の調整 津波災害への対応		応急給水活動の実施	
第6章	特定災害対策	第1節 海上災害への対策	情報の伝達	応急対策活動	災害救助活動 流出油防除応急対策活動		
		第2節 危険物施設等の保全	災害発生防止の緊急措置 災害応急対策				
第7章	復旧に向けた対策	第1節 廃棄物対策活動		障害物の除去 し尿処理対策			
		第2節 住宅の保全・確保				住宅関連情報の収集	
		第3節 文教等対策				学校施設の一時使用措置	
		第4節 災害義援金等の受入・配分				三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置	

職員非常参集

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

			発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内	
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節 活動態勢の整備	(県災対本部)	災害対策統括会議、本部員会議とも、以降必要に応じ随時開催				
			(地方部)	地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催				
		第2節 通信機能の確保	通信設備の機能維持					
		第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等			撤収要請 ※支援が不要になった時点			
		第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用	被害情報の収集・提供					
		第5節 広域的な応援・受援体制の整備	情報収集のための職員派遣 連絡要員受入・要請内容の検討	応援体制の構築 受入体制の構築				
		第6節 国・その他の地方公共団体への対策要員の派遣要請等			国・他都道府県に対する職員派遣要請 従事命令等			
第7節 災害救助法の適用	災害救助法の運用							
第2章	緊急輸送機能の確保及び 社会基盤施設等の応急復旧	第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	海上航路の確保					
		第2節 水防活動	水防施設の応急復旧の実施					
		第3節 ライフライン施設の復旧・保全	市町水道施設応急復旧活動への参加					
		第4節 公共施設等の復旧・保全	復旧活動・危険箇所の周知					
		第5節 ヘリコプターの活用						
第3章	医療・救護活動	第1節 救助・救急及び消防活動	惨事ストレス対策					
		第2節 医療・救護活動	医療救護活動 医療施設の応急復旧					
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	避難所運営支援					
		第2節 災害時要援護者対策	公営住宅等の災害時要援護者への優先提供					
		第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	県立学校および市町への支援					
		第4節 ボランティアの確保と活用	みえ災害ボランティア支援センターの設置	災害ボランティア・災害支援団体への支援				
		第5節 防疫・保健衛生活動	食品衛生監視					
		第6節 災害警備活動	災害警備活動の実施					
		第7節 遺体の取り扱い	広域火葬体制の確立					

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

			発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内
第5章	救援物資等の供給	第1節 緊急輸送手段の確保					
		第2節 救援物資等の供給	物資等の供給 燃料の確保				
		第3節 給水活動	応急給水活動の実施				
第6章	特定災害対策	第1節 海上災害への対策					
		第2節 危険物施設等の保全					
第7章	復旧に向けた対策	第1節 廃棄物対策活動	生活ごみ等処理対策		災害がれき処理対策		
		第2節 住宅の保全・確保	被災建築物応急危険度判定等の実施		応急仮設住宅等の確保		
		第3節 文教等対策	応急教育の実施判断、教職員の確保		授業料減免等の判断 被災児童生徒等の保健管理		
			文化財の保護				
第4節 災害義援金等の受入・配分	災害義援金の募集・保管・配分					災害義援金の配分	

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動態勢の整備(発災1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）、（情報班）、（総務班）、（派遣班）

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、県災对本部の設置等、必要な体制をとる。
- 県災对本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 県災对本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための配備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
県災对本部の設置	総括部隊(総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
地方部の設置	地方部(総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
災害対策統括会議の開催	総括部隊(総括班)	【発災直後及び随時】 発災後速やかに第1回を、その後必要に応じて	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
本部員会議の開催	総括部隊(総括班、総務班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等
地方部員会議の開催	地方部(総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・地方部各班、各事務所等
広域防災拠点等主要活動拠点の確保・調整	地方部(総括班)	【発災直後】 地方部設置後速やかに、又は、必要に応じて	・広域防災拠点、施設管理者
広域防災拠点等主要活動拠点の確認・調整	総括部隊(総括班)	【発災直後】 県災本部設置後速やかに、又は、必要に応じて	・各部隊、地方部、施設管理者
緊急派遣チームによる地方部・市町災对本部活動支援等	総括部隊(派遣班)	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・地方部、市町等

地方部派遣チームによる情報収集等	地方部(総括班)	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・県災対本部、市町等
災害対策職員の健康管理	総括部隊(総務班)	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等
職員の動員	各部隊	【発災3日後】 災害対策活動の状況により、必要に応じて	・県災対本部、地方部

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 災害対策のための配備体制

(1) 配備基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、県は、次の基準による配備体制を整える。

なお、東海地震に関連する情報への対応については、「特別対策 東海地震に関する緊急対策」に基づき実施する。

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	1. 県内に震度4の地震があったとき。 2. 津波注意報が県内に発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)。 3. 隣接府県で震度5以上の地震が発生したとき。 4. その他地震に関する災害が発生したとき。	1. 県内に震度5弱の地震が発生したとき。 2. 津波警報が県内に発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)。 3. 地震又は津波により災害が発生した場合で知事が必要と認めたとき。	1. 県内に震度5強以上の地震が発生したとき。(自動参集) 2. 大津波警報が発表されたとき。 3. 県内に地震又は津波により甚大な災害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき。
本部設置	-	県災対本部設置	
配備要員(※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員
業務	事態の推移に伴い、速やかに県災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部局等(警察本部を除く)は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

なお、警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」に基づき実施する。

(2) 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。

準備体制・警戒体制	非常体制
<p>各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</p>	<p>全職員は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属機関もしくは最寄りの県機関へ参集する。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。 なお、緊急初動対策要員は、所属部所に関係なくあらかじめ指定された県災対本部又は各地方部の総括班に参集する。</p>

【非常体制時の職員参集場所について】

原則、自らの所属機関へ参集する（第1参集場所）。

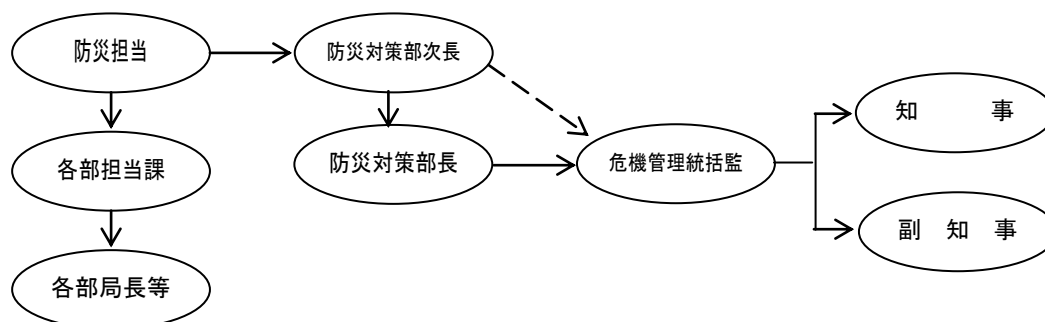
ただし、交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、次の順により、県機関へ参集する。

- 〔第2参集場所〕 自己の業務に関係のある最寄りの県機関
- 〔第3参集場所〕 最寄りの県総合庁舎（県災対本部又は各地方部の総括班）
- 〔第4参集場所〕 その他の最寄りの県機関（県立学校を含む）

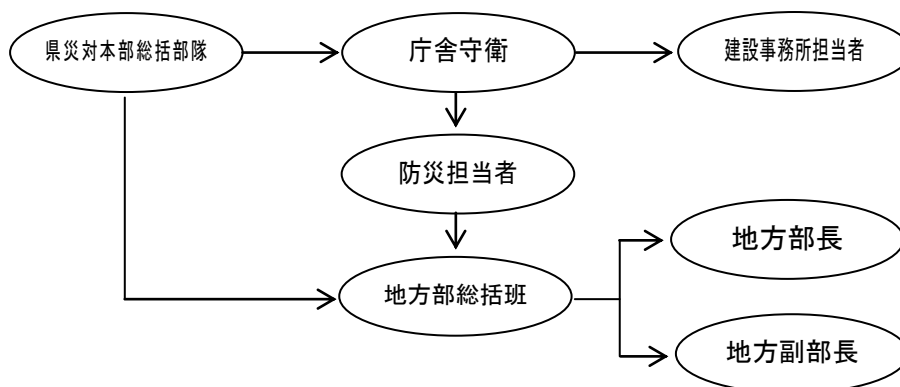
(3) 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

【県災対本部】



【地方部（標準例）】 ※各地方部ごとの連絡系統は、それぞれの地方部において定める



2. 県災対本部の設置

県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。

また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
設置場所	災害対策室（防災対策部内）又は県庁講堂
設置基準	「県が実施する対策 1. 災害対策のための配備体制の整備 (1) 配備基準」で定める基準による。
廃止基準	県の地域内に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図1及び別表1参照

活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 2. 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有 3. 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞） 県災対本部は、災対本部設置後速やかに広域防災拠点等主要活動拠点の被災状況を各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況を踏まえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。 4. 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（統括部隊＜派遣班＞） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。 2. 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部（水防法に基づく） ・ 三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・ 三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） 3. 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、国の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図る。

(2) 地方部の概要

名称	三重県地方災害対策部（地方部）
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長、又は 危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
設置場所	各総合庁舎内
設置基準	「県が実施する対策 1. 災害対策のための配備体制の整備 (1) 配備基準」で定める基準による。

廃止基準	所管区域に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2. 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3. 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災对本部設置後速やかに、広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての確認を行い、地方部において管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災对本部へ報告する。 また、県災对本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4. 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災对本部及び地方部と市町災对本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。
所掌事務	別表4に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
事務局	地方統括部
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。 ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。 2. 地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災对本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。

(3) 現地本部の概要

名称	三重県現地災害対策本部（現地本部）
現地本部長	知事が副本部長、本部員及び地方部長の中から指名する。
設置場所	被災した市町を所管する地方部

設置基準	県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めたとき
廃止基準	当該地域の応急対策が完了したと認められたとき
組織	別図3及び別表5参照
活動	被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

3. 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

①連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならぬ。（1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

②こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

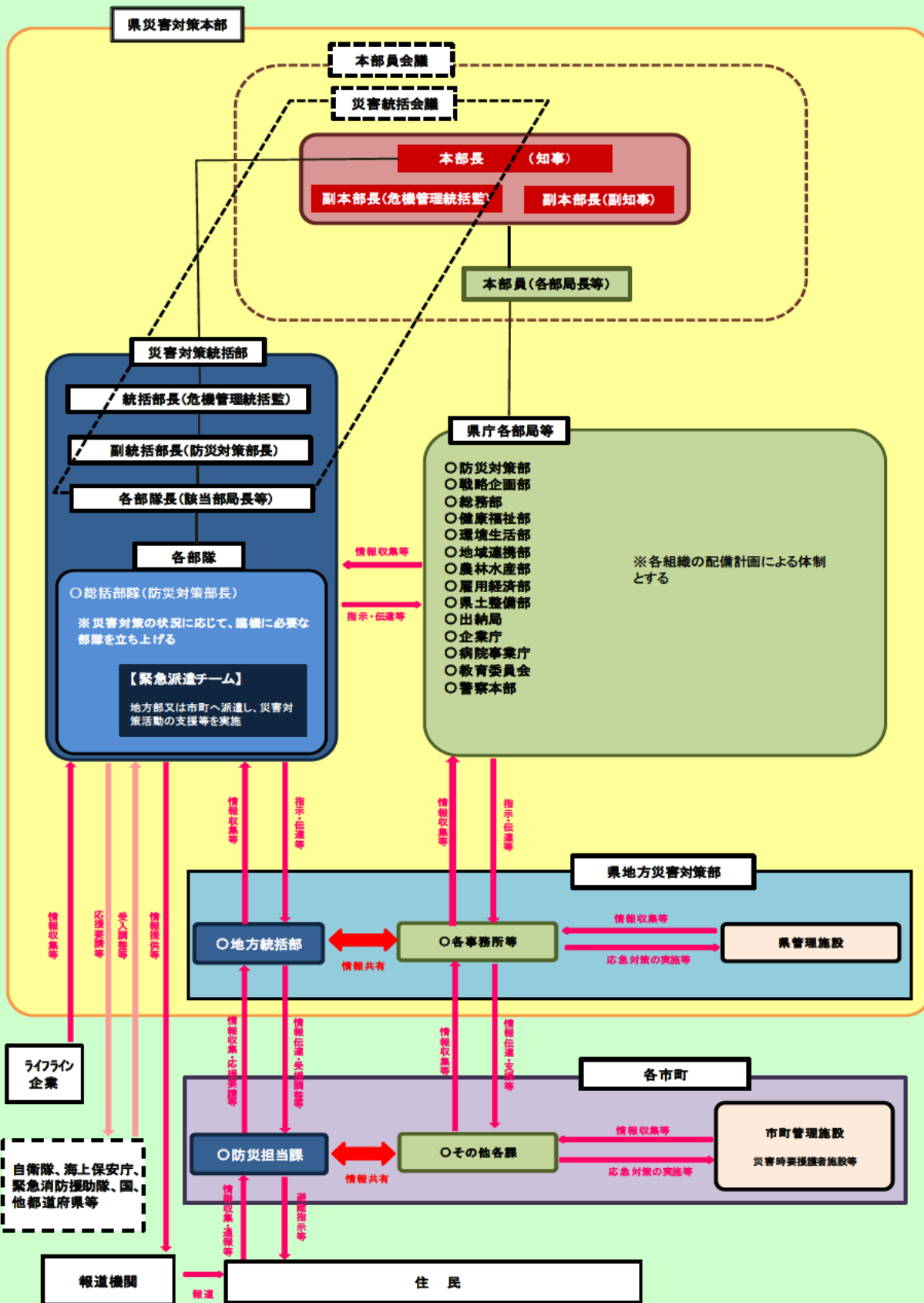
4. 職員の動員（各部隊）

災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。

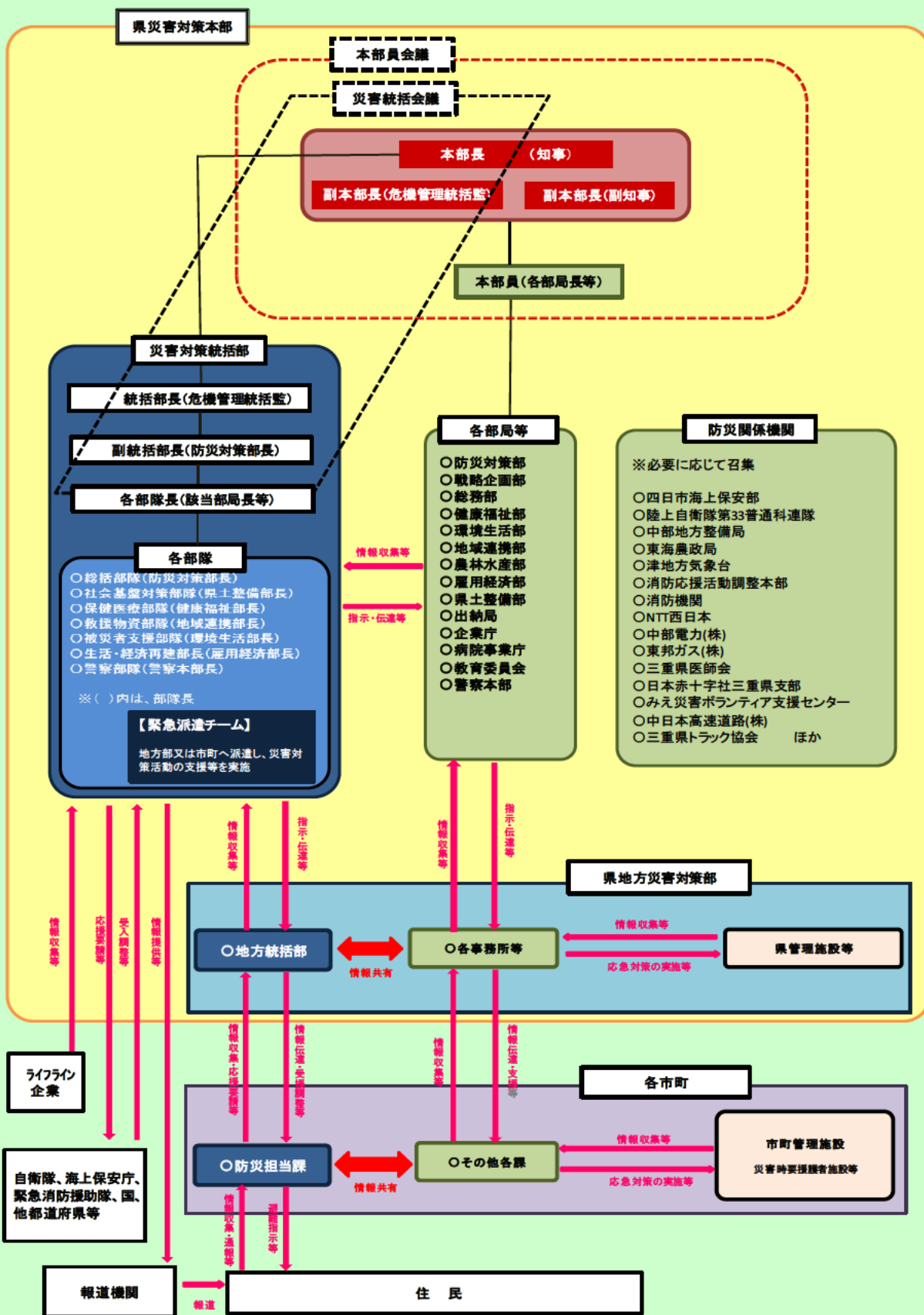
ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。

【別図1】

県災害対策本部組織図(警戒体制時)



県災害対策本部組織図(非常体制時)

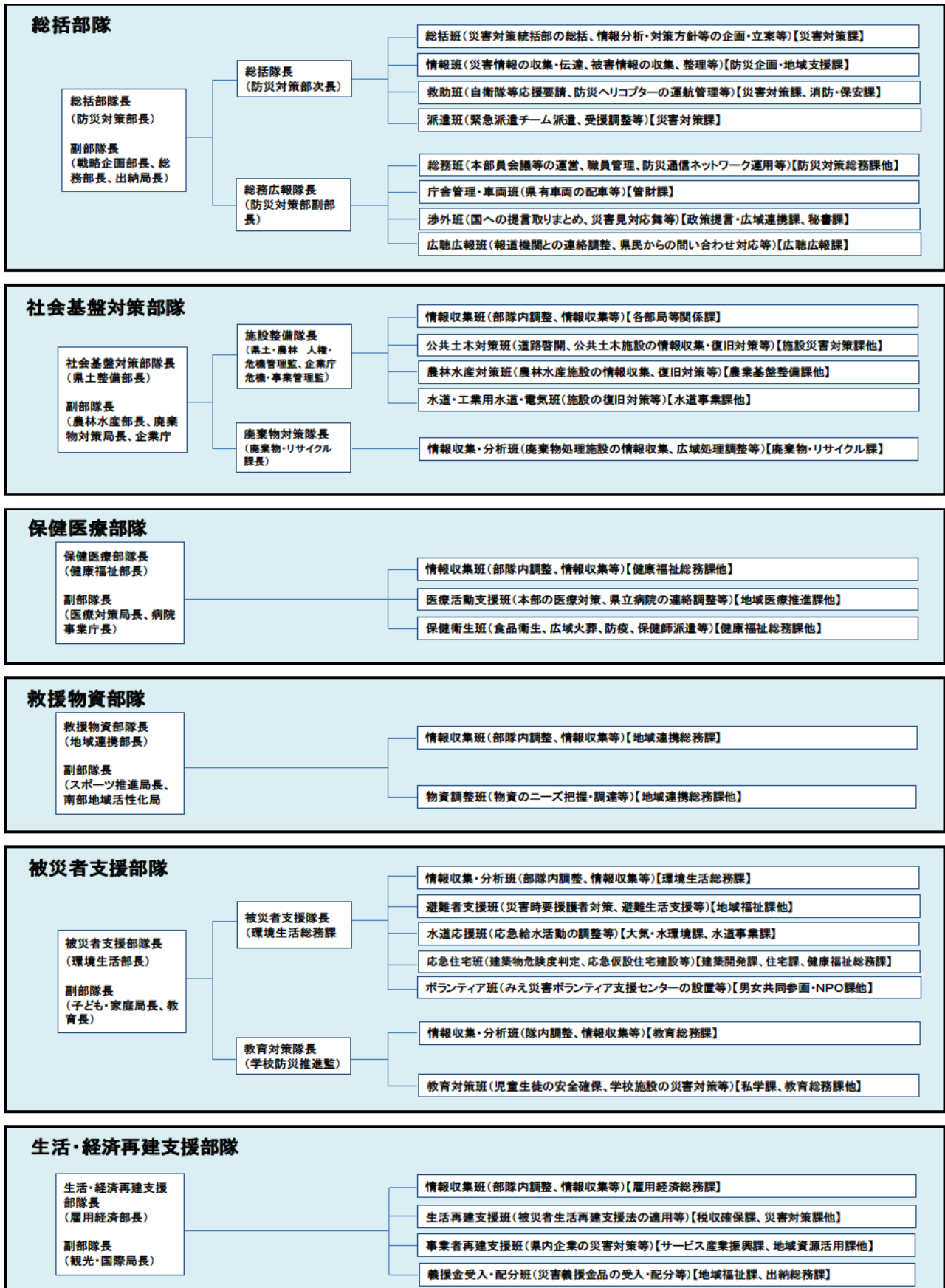


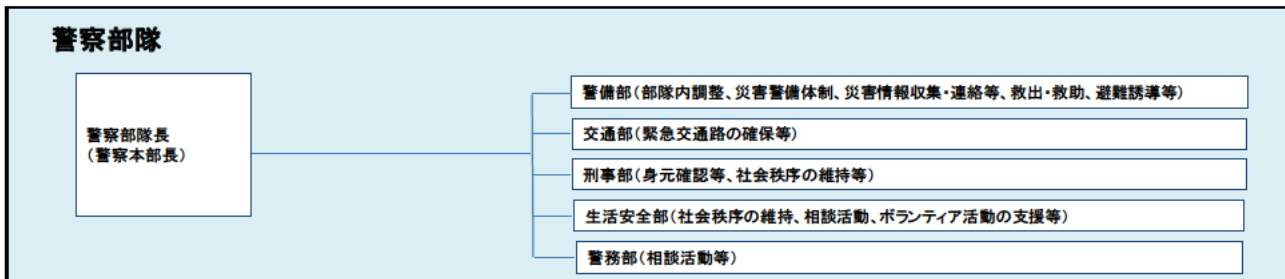
【別表1】災害対策本部の組織

名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと、業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p> <p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市海上保安部 ・ 中部地方整備局 ・ 津地方気象台 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力株式会社三重支店 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 三重県医師会 ・ 三重県トラック協会 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 東海農政局 ・ 消防機関の代表 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>
本部員会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長、また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

【災害対策統括部隊の概略】

※対応部課及び所掌事務の詳細については、「【別表2】三重県災害対策本部災害対策部の編成及び所掌事務」を参照





【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

1. 総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名 (必要職員数)
総括部隊 (89)	部隊長	防災対策部長
	副部隊長	戦略企画部長 総務部長 出納局長
総括隊 (45)	隊長	防災対策部次長
総括班 (9)	班長	防災対策部 災害対策課長
	班員	防災対策部 災害対策課 (5) 防災対策部 危機管理課 (1) 戦略企画部 戦略企画総務課 (2)
情報班 (20)	班長	防災対策部 防災企画・地域支援課長
	班員	防災対策部 防災企画・地域支援課 (10) 戦略企画部 情報公開課 (1) 戦略企画部 統計課 (1) 総務部 (4) 出納局 (3)
救助班 (11)	班長	防災対策部 危機管理副統括監
	班員	防災対策部 災害対策課 (4) 防災対策部 消防・保安課 (2) 監査委員会事務局 (1) 人事委員会事務局 (1) 労働委員会事務局 (1) 海区漁業調整委員会事務局 (1)
派遣班 (4)	班長	防災対策部次長
	班員	防災対策部 災害対策課 (2) 総務部 人事課 (1)
総務広報隊 (40)	隊長	防災対策部副部長
総務班 (15)	班長	防災対策部 防災対策総務課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課 (9) 防災対策部 危機管理課 (2) 総務部 (2) 議会事務局 (1)
庁舎管理・車両班 (4)	班長	総務部 管財課長
	班員	総務部 管財課 (3)
渉外班 (13)	班長	戦略企画部 政策提言・広域連携課長
	班員	戦略企画部 政策提言・広域連携課 (7) 戦略企画部 秘書課 (5)
広聴広報班 (7)	班長	戦略企画部 広聴広報課長
	班員	戦略企画部 広聴広報課 (6)

◆ 所掌事務（総括部隊）	対応部課（※1）
総括隊	
総括班	
災害対策統括部の総括に関する事	災害対策課
現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関する事	災害対策課
関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関する事	災害対策課
県災対本部の設置・廃止の検討に関する事	災害対策課
情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事	災害対策課
緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関する事	災害対策課
本部長指示等の伝達に関する事	災害対策課
災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関する事	災害対策課
国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関する事	災害対策課
緊急派遣チーム（仮称）の派遣の要否の決定に関する事	災害対策課
災害救助法の適用の要否の決定に関する事	災害対策課
被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関する事	災害対策課
災害警戒、注意喚起の発信に関する事	災害対策課
避難勧告・避難指示のかかる助言に関する事	災害対策課
所掌事務外事案の対応調整に関する事	災害対策課
情報班	
気象情報等の収集及び伝達に関する事	防災企画・地域支援課
被害状況の収集、整理に関する事	防災企画・地域支援課
災害応急対策の実施状況等の伝達に関する事	防災企画・地域支援課
国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関する事	防災企画・地域支援課
避難所・避難者等情報の把握に関する事	防災企画・地域支援課
救助班	
自衛隊の災害派遣要請、活動調整及び撤収要請に関する事	災害対策課
県内消防機関との連絡調整に関する事	消防・保安課
防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関する事	災害対策課
消防応援活動調整本部の運営に関する事	消防・保安課
第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請及び活動調整に関する事	災害対策課
サイレントタイムの設定に関する事	災害対策課
避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する事	災害対策課
（支援受入）派遣班	
緊急派遣チーム（仮称）の派遣に関する事	災害対策課
応援にかかる調整に関する事	災害対策課
国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関する事	災害対策課
各班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること	人事課
総務広報隊	
総務班	
本部員会議の運営に関する事	防災対策総務課
市町からの応援要請文書の收受に関する事	防災対策総務課
被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関する事	危機管理課
総括部隊内の連絡調整に関する事	危機管理課
災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事	法務・文書課
職員の健康管理に関する事	福利厚生課
職員の罹災給付に関する事	福利厚生課
総務事務システムの運用に関する事	総務事務課
災害関係費の予算に関する事	財政課
防災通信ネットワークの運用に関する事	防災対策総務課
行政情報ネットワークの災害対策に関する事	IT推進課
物品調達（各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く）及び出納に関する事	会計支援課
出納事務（緊急支払い）に関する事	出納総務課
財務会計システムの運用に関する事	出納総務課
国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関する事	防災対策総務課

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること	防災対策総務課
庁舎管理・車両班	
県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること	管財課
災害救助用臨時専用電話の施設に関すること	管財課
渉外班	
政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関すること	政策提言・広域連携課
災害見舞いに関すること	秘書課
本部長、副本部長の秘書に関すること	秘書課
全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関すること	政策提言・広域連携課
広聴広報班	
報道機関との連絡調整に関すること。	広聴広報課
県民への呼びかけ等知事会見に関すること。	広聴広報課
県ホームページの管理に関すること。	広聴広報課
各種広報媒体を活用した県民等への広報に関すること。	広聴広報課
県民からの問い合わせ、要望、意見に関すること。	広聴広報課
災害写真等の収集・整理に関すること。	広聴広報課

1. 1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

2. 社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
社会基盤対策部隊(36)	部隊長 副部隊長 (※1)	県土整備部長 農林水産部長 環境生活部 廃棄物対策局長 企業庁長
施設整備隊(29)	隊長 (※2)	県土整備部 人権・危機管理監 農林水産部 人権・危機管理監 企業庁 危機・事業管理監
情報収集・分析班(10)	班長	県土整備部 人権・危機管理監
	班員	県土整備部 (6) 農林水産部 (1) 企業庁(2)
公共土木対策班(8)	班長	県土整備部 施設災害対策課長
	班員	県土整備部 (7)
農林水産対策班(5)	班長	農林水産部 人権・危機管理監
	班員	農林水産部 農業基盤整備課(1) 農林水産部 治山林道課(1) 農林水産部 水産基盤整備課(1) 農林水産部 農林水産総務課(1) (情報収集・分析班兼務)
上(部分削除)水道・工業用水道・電気班(3)	班長	企業庁 危機・事業管理監
	班員	企業庁 (2) (情報収集・分析班兼務)
廃棄物対策隊(3)	隊長	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長
	班員	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課(1)

※1 災害の規模・内容等に応じ、部隊長等は災害対策統括部長（危機管理統括監）が指名します。

※2 隊長は、部隊長の指名に応じて就任します。

◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）

	対応部課(※3)
施設整備隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	各部局等関係課※
統括部隊との連絡調整に関すること	各部局等関係課※
部隊内の情報収集・整理に関すること	各部局等関係課※
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	各部局等関係課※
公共土木対策班	
道路啓開に関すること	施設災害対策課
水防本部に関すること	施設災害対策課
道路情報の把握と提供に関すること	道路管理課
道路パトロールの実施と応急措置に関すること	道路管理課
異常時における事前通行規制に関すること	道路管理課
建設業者の確保に関すること	建設業課
道路及び橋梁の応急補修に関すること	道路建設課
港湾施設及び海岸施設の応急補修に関すること	港湾・海岸課
河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・ダム情報の収集に関すること	河川・砂防課
砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること	河川・砂防課
都市公園施設の応急補修に関すること	都市政策課
下水道施設の応急補修に関すること	下水道課
部内の災害対応事業用地に関すること	公共用地課
営繕工事中の現場の保全指導に関すること	営繕課
県有施設の災害復旧工事の設計施行に関すること	営繕課
気象予警報等の受理及び伝達に関すること	施設災害対策課
復旧資機材の確保に関すること	建設業課

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

農林水産対策班	
農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
農道等の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
被災農作物の応急技術対策に関すること	農産園芸課
被災農作物の種苗対策に関すること	農産園芸課
家畜伝染病予防に関すること	畜産課
罹災家畜収容に関すること	畜産課
治山施設の応急復旧に関すること	治山林道課
林道等施設の応急復旧に関すること	治山林道課
地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること	治山林道課
林業共同施設に係る災害対策に関すること	森林・林業経営課
自然公園等施設の災害対策に関すること	みどり共生推進課
林野火災対策に関すること	治山林道課
漁港施設等の応急補修に関すること	水産基盤整備課
漁業・養殖業の被害対策に関すること	水産資源課
水道・工業用水道・電気班	
県営水道・工業用水道事業の復旧に関すること	水道事業課 工業用水道事業課
電気事業の復旧に関すること	電気事業課
廃棄物対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること	廃棄物・リサイクル課
廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること	廃棄物・リサイクル課
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること	廃棄物・リサイクル課
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	廃棄物・リサイクル課
国、他府県への応援要請に関すること	廃棄物・リサイクル課
廃棄物処理への技術的支援に関すること	廃棄物・リサイクル課

※3 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

3. 保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊(22)	部隊長	健康福祉部長
	副部隊長	健康福祉部 医療対策局長 病院事業庁長
情報収集・分析班(4)	班長	健康福祉部 医療対策局 医務国保課長
	班員	健康福祉部 医務国保課(3)
医療活動支援班(9)	班長	健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課長
	班員	健康福祉部 地域医療推進課(5) 健康福祉部 健康づくり課(1) 健康福祉部 薬務感染症対策課(1) 病院事業庁 県立病院課(1)
保健衛生班(6)	班長	健康福祉部 健康づくり課長
	班員	健康福祉部 健康福祉総務課(1) 健康福祉部 食品安全課(1) 健康福祉部 薬務感染症対策課(1) 健康福祉部 健康づくり課(1) 健康福祉部 福祉監査課(1)

◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
統括部隊との連絡調整に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
部隊内の情報収集・整理に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	健康福祉総務課 医務国保課
医療活動支援班	
本部の医療対策に関すること	地域医療推進課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	地域医療推進課
入院治療を要するものの収容に関すること	地域医療推進課
輸血用血液の供給に関すること	薬務感染症対策課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務感染症対策課
県立病院相互の連絡調整に関すること	県立病院課
県立病院の災害対策に関すること	県立病院課
保健衛生班	
災害救助法の運用に関すること	健康福祉総務課
食品衛生に関すること	食品安全課
広域火葬計画に関すること	食品安全課
防疫に関すること	薬務感染症対策課
保健師の派遣に関すること	健康づくり課
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務感染症対策課
食生活指導の支援に関すること	健康づくり課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

4. 救援物資部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
救援物資部隊(12)	部隊長	地域連携部長
	副部隊長	地域連携部 スポーツ推進局長 地域連携部 南部地域活性化局長
情報収集・分析班(4)	班長	地域連携部 地域連携総務課長
	班員	地域連携部(3)
物資調整班(5)	班長	地域連携部 人権・危機管理監
	班員	地域連携部(1) 環境生活部 交通安全・消費生活課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 企業誘致推進課(1)

◆ 所掌事務（救援物資部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関する事	地域連携総務課
統括部隊との連絡調整に関する事	地域連携総務課
部隊内の情報収集・整理に関する事	地域連携総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事	地域連携総務課
物資調整班	
救援物資要請情報の収集・整理に関する事	地域連携総務課
救援物資ニーズの把握に関する事	地域連携総務課
生活必需物資等の調達に関する事	企業誘致推進課 交通安全・消費生活課
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事	農産園芸課
漬物等の調達に関する事	フードイノベーション課
生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関する事	(地域連携部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事	(地域連携部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

5. 被災者支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
被災者支援部隊(43)	部隊長	環境生活部長
	副部隊長	健康福祉部 子ども・家庭局長 教育長
被災者支援隊(20)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)
避難者支援班(8)	班長	健康福祉部 人権・危機管理監
	班員	健康福祉部 長寿介護課(1)
		健康福祉部 障がい福祉課(1)
		健康福祉部 子育て支援課(1)
		健康福祉部 食品安全課(1)
		健康福祉部 健康づくり課(1)
		環境生活部 大気・水環境課(1)
環境生活部 多文化共生課(1)		
応急住宅班(4)	班長	県土整備部 住宅課長
	班員	県土整備部 住宅課(1)
		県土整備部 建築開発課(1)
健康福祉部 健康福祉総務課(1)（保健医療部隊兼務）		
水道応援班(2)	班長	環境生活部 大気・水環境課長
	班員	企業庁(1)（社会基盤対策部隊兼務）
ボランティア班(3)	班長	環境生活部 男女共同参画・NPO課長
	班員	環境生活部 男女共同参画・NPO課(1) 健康福祉部 地域福祉課(1)
教育対策隊(20)	隊長	教育委員会事務局 学校防災推進監
情報収集・分析班(5)	班長	教育委員会事務局 学校防災推進監
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(4)
教育対策班(14)	班長	教育委員会事務局 教育総務課長
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(1)
		教育委員会事務局 予算・経理課(1)
		教育委員会事務局 教職員課(1)
		教育委員会事務局 福利・給与課(1)
		教育委員会事務局 学校施設課(1)
		教育委員会事務局 高校教育課(1)
		教育委員会事務局 小中学校教育課(1)
		教育委員会事務局 特別支援教育課(1)
		教育委員会事務局 生徒指導課(1)
		教育委員会事務局 保健体育課(1)
		教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1)
		教育委員会事務局 研修企画・支援課(1)
環境生活部 私学課(1)		

◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課(※1)
被災者支援隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	環境生活総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	環境生活総務課
避難者支援班	
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子育て支援課
児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子育て支援課

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課
透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康づくり課
外国人への情報提供に関すること	多文化共生課
水環境の保全に関すること	大気・水環境課
大気環境の保全に関すること	大気・水環境課
避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること	食品安全課
避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること	(健康福祉部) (環境生活部)※
避難生活の現状分析及び対策立案に関すること	(健康福祉部) (環境生活部)※
水道応援班	
水道水の供給の調整に関すること	大気・水環境課
応急給水活動の参加に関すること	水道事業課
応急住宅班	
被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること	住宅課
住宅相談の実施等に関すること	住宅課
応急仮設住宅の建設等に関すること	健康福祉総務課 住宅課
公営住宅等の被災者への提供に関すること	住宅課
ボランティア班	
みえ災害ボランティア支援センターに関すること	男女共同参画・NPO課
ボランティアの受入の総合調整に関すること	男女共同参画・NPO課 地域福祉課
教育対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の総合調整に関すること	教育総務課
部隊との連絡調整に関すること	教育総務課
隊内の情報整理に関すること	教育総務課
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	教育総務課
教育対策班	
私立学校の災害対策に関すること	私学課
被災児童生徒の安全確保に関すること	教育総務課
被災児童生徒の保健管理に関すること	保健体育課
被災児童生徒の修学に関すること	予算・経理課
被災児童生徒への教科書等の支給に関すること	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課
教職員の災害対策のための動員確保に関すること	教職員課
教職員の罹災給付に関すること	福利・給与課
公立学校施設の災害に関すること	学校施設課
災害時における学校給食対策に関すること	保健体育課
県立高校の休校措置等の情報収集に関すること	高校教育課
県立特別支援学校の休校措置等の情報収集に関すること	特別支援教育課
公立小中学校の休校措置等の情報収集に関すること	小中学校教育課
社会教育施設の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課
文化財等の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課
総合教育センターの災害対策に関すること	研修企画・支援課
被災児童生徒に対する避難に関すること	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

6. 生活・経済再建支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長
	副部隊長	観光・国際局長
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策課副課長（総括班兼務）
	班員	総務部 税収確保課・税務債権管理課(1) 防災対策部 災害対策課(1)（救助班兼務） 環境生活部 交通安全・消費生活課(1) 雇用経済部 雇用対策課(1) 健康福祉部 健康福祉総務課(1)（保健医療部隊兼務）
	班長	雇用経済部 サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり推進課(1) 雇用経済部 地域資源活用課(1) 雇用経済部 観光政策課(1)
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり推進課(1) 雇用経済部 地域資源活用課(1) 雇用経済部 観光政策課(1)
義援金受入・配分班(2)	班長	健康福祉部 地域福祉課長
	班員	健康福祉部 地域福祉課(1)

◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課（※1）
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課
生活再建支援班	
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	災害対策課
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること	交通安全・消費生活課
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	健康福祉総務課
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	健康福祉総務課
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課
事業者再建支援班	
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課
災害救助に協力する訓練生の連絡調整に関すること	雇用対策課
被災中小企業の融資及び経営相談に関すること	サービス産業振興課 地域資源活用課
中小企業の災害対策に関すること	ものづくり推進課 地域資源活用課
立地企業の災害対策に関すること	企業誘致推進課
県内観光事業者の支援に関する関係機関との調整に関すること	観光政策課
義援金受入・配分班	
災害義援金品の受入・配分に関すること	地域福祉課
災害義援金の保管に関すること	出納総務課

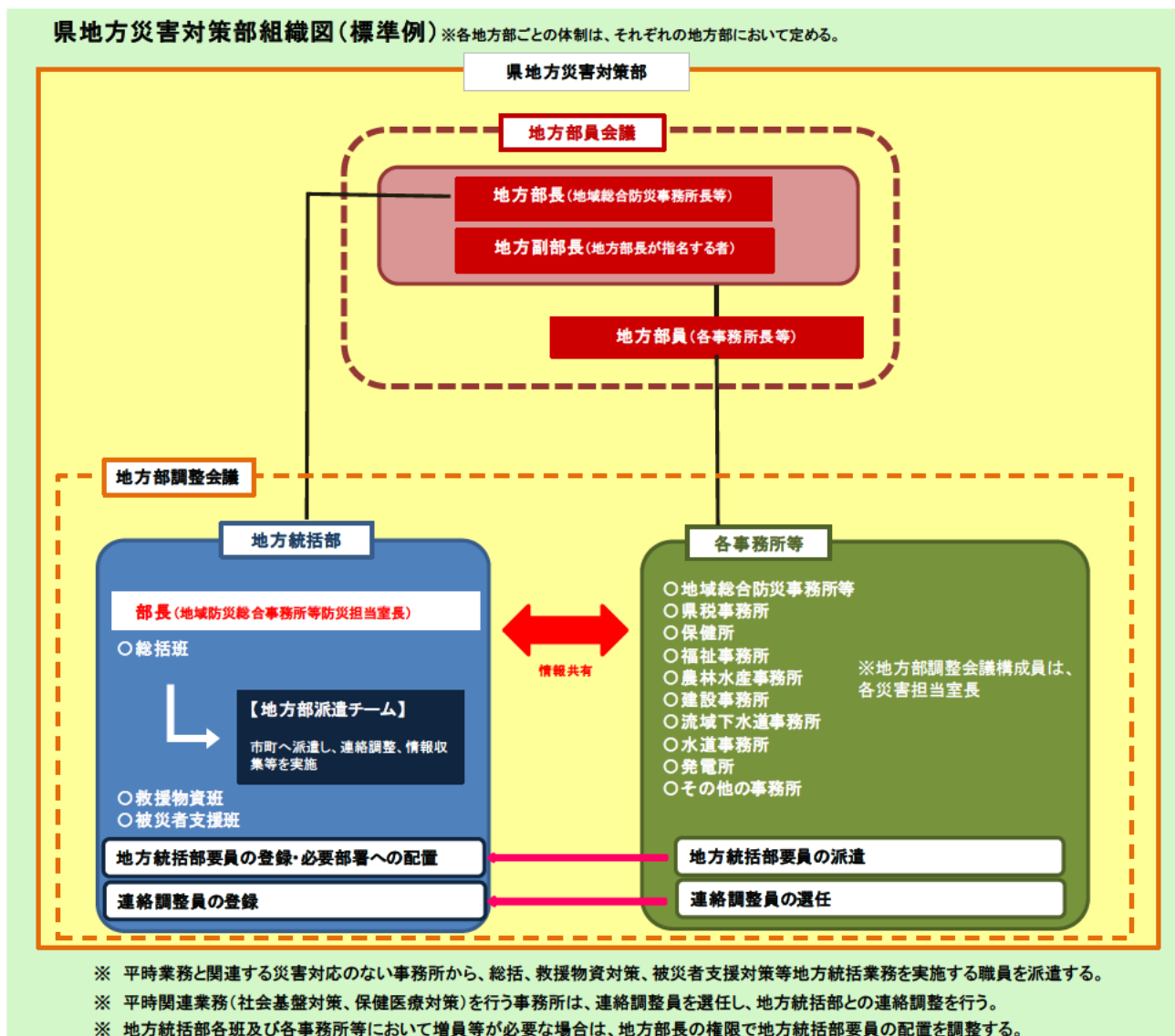
※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

7. 警察部隊

※ 警察部隊は、「三重県警察災害警備計画」に基づき実施することとする。

事務内容	対応部
部隊内の総合調整に関する事	警備部
災害警備体制の確立に関する事	警備部
災害情報の収集・連絡等に関する事	警備部
救出救助活動に関する事	警備部
避難誘導に関する事	警備部
緊急交通路の確保に関する事	交通部
身元確認等に関する事	刑事部
二次災害の防止に関する事	警備部
危険箇所等における措置に関する事	警備部・生活安全部
社会秩序の維持に関する事	生活安全部・刑事部
被災者等への情報伝達活動等に関する事	警備部
相談活動に関する事	警務部・生活安全部
ボランティア活動の支援に関する事	生活安全部

【別図 2】



【別表 3】 地方部の組織

名称	説明
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
地方部員	各事務所長等
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 地方部としての全体把握、総合調整 市町の災害情報の収集及び伝達 県から市町への支援情報等の提供 情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動
各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部署等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を

	<p>選任し、地方統括部との連絡調整を行う。</p> <p>一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</p>
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。

【別表4】地方部の所掌事務（標準例）

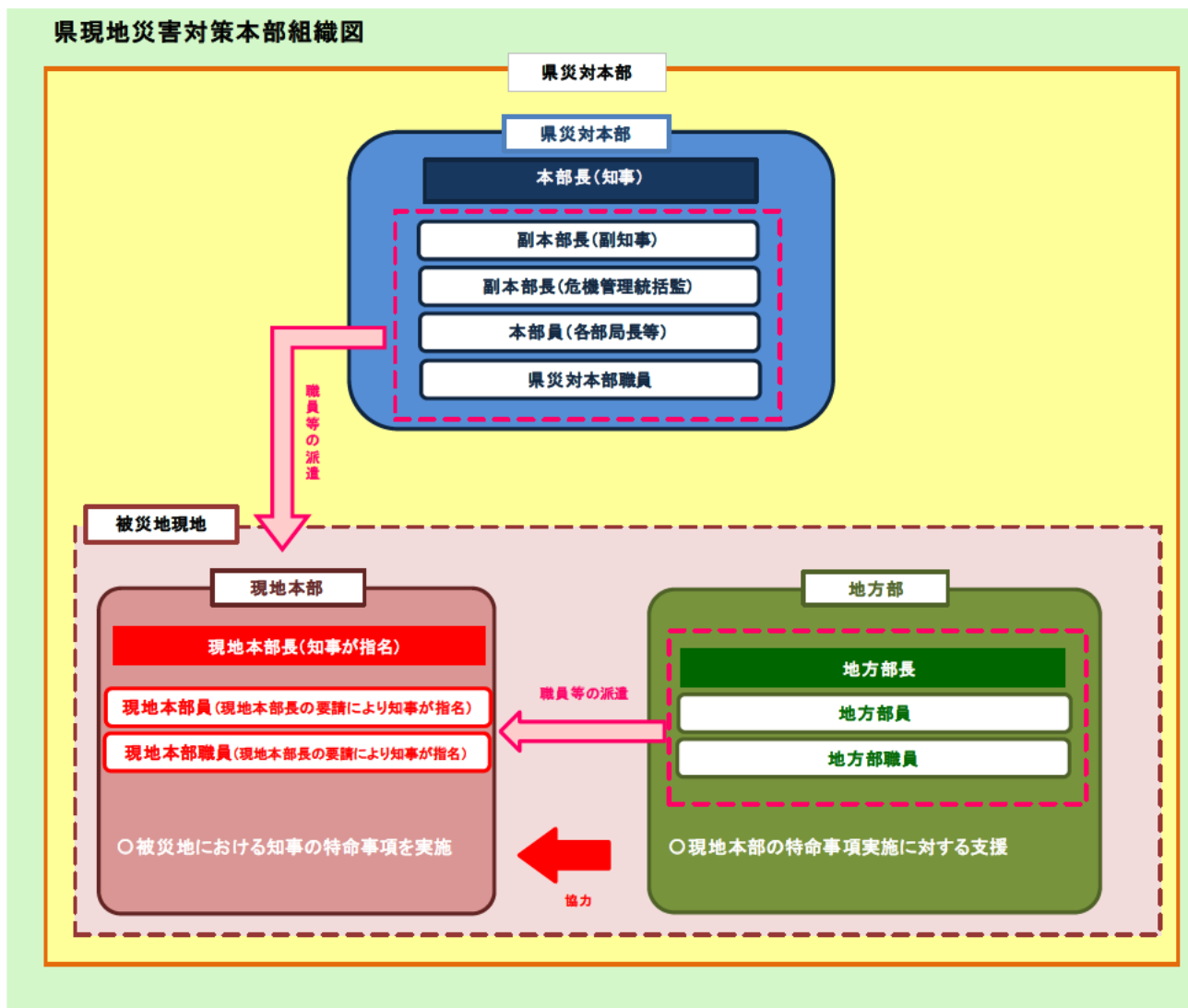
地方統括部各班及び各事務所等		所掌事務	
地方統括部	総括班	対策係	<ul style="list-style-type: none"> ・地方部の総括に関する事 ・現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関する事 ・地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関する事 ・地方部の設置・廃止の検討に関する事 ・情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事 ・緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関する事 ・本部長指示等の伝達に関する事 ・地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関する事 ・災害警戒、注意喚起の発信に関する事 ・避難勧告・避難指示にかかる助言に関する事 ・広域防災拠点施設の開設・運営・管理に関する事 ・所掌事務外事案の対応調整に関する事 ・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関する事 ・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関する事 ・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する事 ・派遣チームの派遣に関する事 ・他府県等応援職員にかかる受入調整に関する事 ・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること
		情報係	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の収集及び伝達に関する事 ・被害状況の収集、整理に関する事 ・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関する事 ・避難所・避難者等情報の把握に関する事
		総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関する事 ・市町からの応援要請文書の收受に関する事 ・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事 ・職員の健康管理に関する事 ・防災通信ネットワークの運用に関する事 ・物品調達（各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く）及び出納に関する事 ・出納事務（緊急支払い）に関する事 ・財務会計システムの運用に関する事 ・国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関する事 ・本部職員等の食料・寝具等の確保に関する事 ・県有車両（集中管理自動車）の配車に関する事 ・災害救助用臨時電話の施設に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害義援金の保管に関する事
	救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資要請情報の収集・整理に関する事 ・救援物資ニーズの把握に関する事 ・生活必需物資等の調達に関する事 ・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する事 ・漬物等の調達に関する事 ・生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関する事 ・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事
	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関する事 ・避難生活の現状分析及び対策立案に関する事
地域防災総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関する事 ・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関する事 ・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関する事 ・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関する事 ・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関する事 ・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関する事 ・廃棄物処理への技術的支援に関する事 ・水環境の保全に関する事 ・大気環境の保全に関する事
県税事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・罹災による県税の減免に関する事
保健所		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関する事 ・食品衛生に関する啓発・指導に関する事 ・防疫、感染症に関する事 ・保健師の派遣に関する事 ・毒物劇物取扱い施設に関する事 ・食生活指導の支援に関する事
保健所（一部 福祉事務所）		<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関する事 ・医療救護班派遣に関する事 ・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関する事 ・患者搬送にかかる情報収集・調整に関する事
福祉事務所（一部 保健所）		<ul style="list-style-type: none"> ・日赤備蓄品に関する事 ・社会福祉施設の被害情報把握に関する事
農林水産事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関する事 ・農道等の応急復旧に関する事 ・被災農作物の応急技術対策に関する事 ・被災農作物の種苗対策に関する事 ・家畜伝染病予防に関する事 ・罹災家畜収容に関する事 ・治山施設の応急復旧に関する事 ・林道等施設の応急復旧に関する事 ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事 ・林業共同施設に係る災害対策に関する事 ・自然公園等施設の災害対策に関する事 ・林野火災対策に関する事 ・漁港施設等の応急補修に関する事 ・漁業・養殖業の被害対策に関する事
建設事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開に関する事 ・水防支部に関する事

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報の把握と提供に関する事 ・道路パトロールの実施と応急措置に関する事 ・異常時における事前通行規制に関する事 ・建設業者の確保に関する事 ・道路及び橋梁の応急補修に関する事 ・港湾施設及び海岸施設の応急補修に関する事 ・河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・ダム情報の収集に関する事 ・砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関する事 ・都市公園施設の応急補修に関する事 ・部内の災害対応事業用地に関する事 ・営繕工事中の現場の保全指導に関する事 ・県有施設の災害復旧工事の設計施行に関する事 ・気象予警報等の受理及び伝達に関する事 ・復旧資機材の確保に関する事 ・施設被災情報の収集に関する事 ・被災宅地危険度判定に関する事 ・被災建築物応急危険度判定に関する事 ・住宅相談の実施等に関する事 ・公営住宅等の被災者への提供に関する事
流域下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急補修に関する事
水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・県営水道・工業用水道事業の復旧に関する事 ・応急給水活動の参加に関する事
発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の復旧に関する事
県立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院相互の連絡調整に関する事 ・県立病院の災害対策に関する事

【別図 3】



【別表5】現地本部の組織

名称	説明
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。
現地本部員	現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。
現地本部職員	現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。

■市町が実施する対策

1. 市町の活動体制

市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状を踏まえ検

討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令システムの確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

2. 応援要請

「第5節 広域的な受授・応援体制の整備」参照

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

■ その他防災関係機関が実施する対策

＜国の実施する対策＞

1. 非常災害対策本部の設置

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

2. 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

1. 活動体制の整備

県内に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 通信機能の確保(発災2)

【主担当部隊】：総括部隊（総務班）

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総括部隊 (総務班)	【発災直後】 県災対本部設置後速やかに	・県通信設備設置機関 (市町、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総括部隊 (総括班)	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・県通信設備設置機関 (市町、防災関係機関)
通信設備の応急復旧	総括部隊 (総務班)	【発災 24 時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・県通信設備設置機関 (市町、防災関係機関)
通信設備の機能維持	総括部隊 (総務班)	【発災 72 時間以内】 長期停電等のおそれが判明した時点	・県通信設備設置機関 (市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

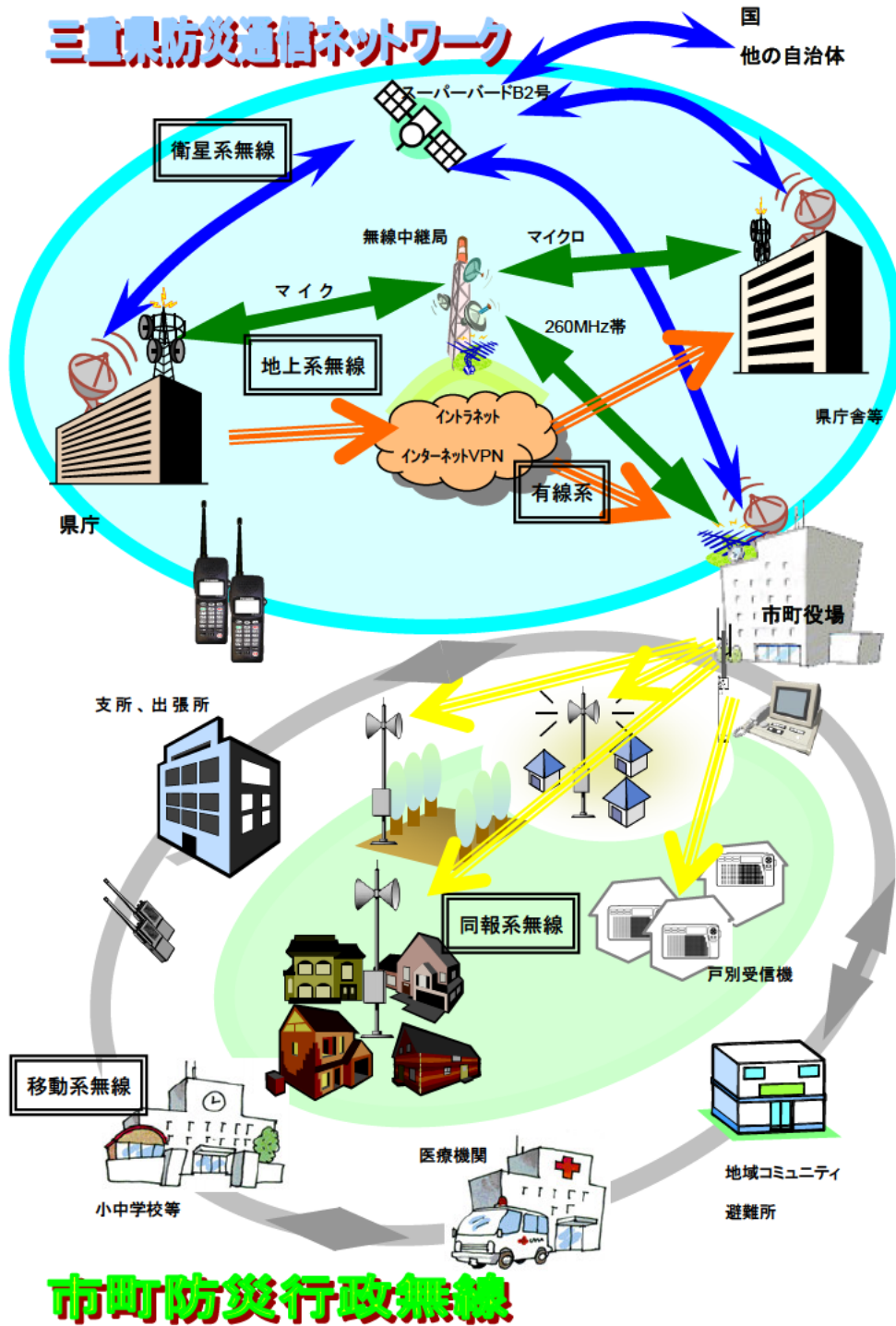
■計画関係者共通事項等

1. 災害時に用いる通信手段の概要

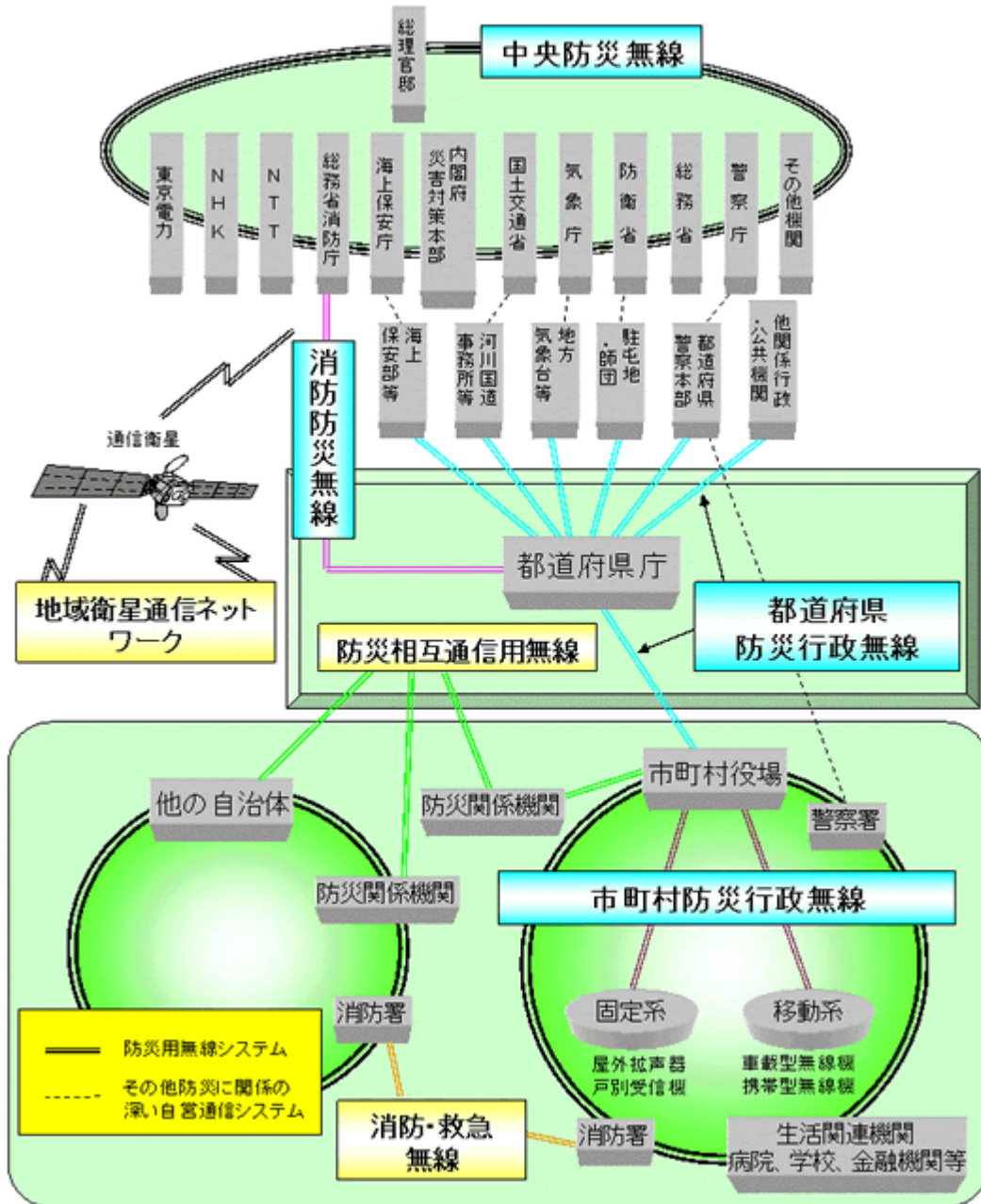
通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県⇄市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

		<ul style="list-style-type: none"> 有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能 	
市町防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 市町→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と公用車等に配備する移動系からなる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ電話等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄（地方部）⇄市町の間で被害情報等の収集を行い、管理するシステムで、防災情報システム、防災みえHP、メール配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的にかなり弱い
消防救急無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラの整備されていない場所での通話が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い 衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

県内無線系統イメージ図



全国の無線システムイメージ図



(総務省ホームページより)

■ 県が実施する対策

1. 通信手段の確保(総括部隊<総務班>)

総括部隊(総務班)は、以下により関係機関等との通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を把握するとともに、通信手段の確保に努める。

また、使用可能な通信手段の状況をもとに、各関係機関への通信方法を検討し、情報収集・伝達活動を行う総括部隊(情報班)に対し、通信方法や使用する通信機器等についての助言を行う。

(1) 通信状況の確認及び通信回線の確保

総括部隊(総務班)は、別表1に掲げる各関係機関との通信状況を速やかに確認し、公衆の固定通信網や異動通信網が途絶え、一般的な通信手段が使用できない場合は、三重県防災通信ネッ

トワーク等により、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

また、通信インフラやサーバ等の設備が被災した等によりインターネット回線に接続ができない場合、同回線を利用して市町被害情報等を収集する三重県防災情報システムが使用できなくなるため、この場合も三重県防災通信ネットワーク等を使用して情報収集等を行う。

(2) 津波関連情報の伝達の優先

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合など、沿岸部の市町等に緊急に津波関連情報等を伝達する必要がある際には、それら地域を最優先して通信確保に努める。

(3) 通信統制の実施

三重県防災通信ネットワーク等による無線通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者（三重県防災対策部長）は、普通通信を制限し、又は、通信統制を行い中止させることができる。

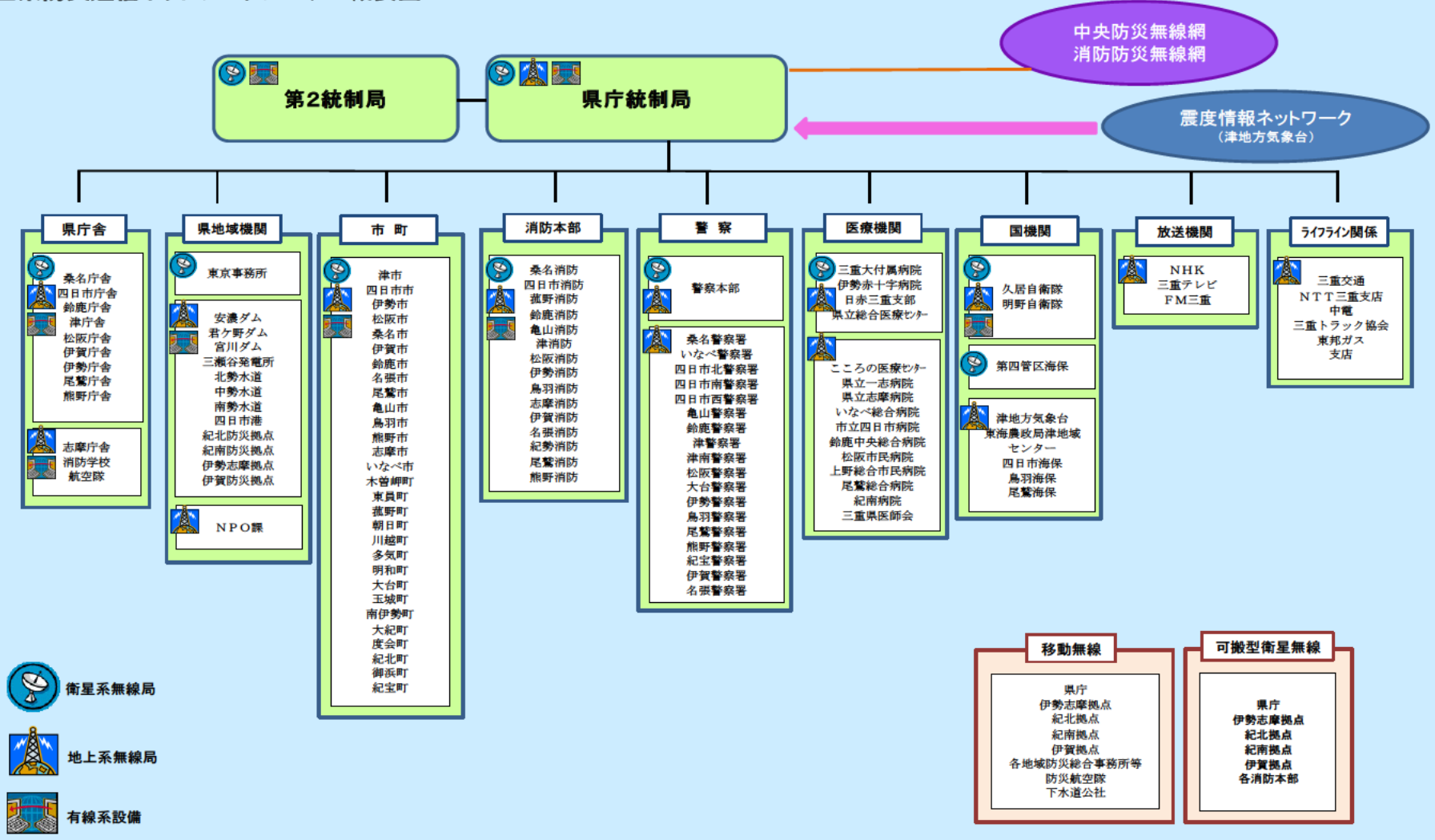
(4) 通信施設等の障害情報の報告

通信施設等の障害が発生した場合は、障害情報を総務省（東海総合通信局）に連絡する。

(5) 通信規定等

通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成6年三重県訓令第6号）に定めるところによる。

三重県防災通信ネットワークシステム概要図



(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 移動防災情報センター車
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣
県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 男女共同参画・NPO課 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系(東京事務所除く)、衛星系(航空隊(可搬型)、東京事務所)、有線系(NPO、東京事務所除く)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他県単独庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
県内市町	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 非常通信
県警察 <ul style="list-style-type: none"> 警察本部 警察署 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
海上保安庁 <ul style="list-style-type: none"> 第四管区海上保安本部 四日市海上保安部 鳥羽海上保安部 尾鷲海上保安部 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> 久居自衛隊 明野自衛隊 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣(代表機関のみ)
国機関	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 中央防災無線 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣 (中部地方整備局、東海農政局)

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	—
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
四日市港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
報道機関 ・NHK津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
通信事業者 ・NTT西日本三重支店	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
ガス事業者 ・東邦ガス供給防災部供給センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
交通事業者 ・三重交通	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
その他交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
電気事業者 ・中部電力三重支店	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣

<p>医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重大病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・総合医療センター ・志摩病院 ・三重県医師会 ・日本赤十字社三重県支部 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター、日本赤十字社三重県支部）） ・インターネットメール 	<p style="text-align: center;">—</p>
--	--	--------------------------------------

2. 通信途絶時の対応

(1) 無線機材の配置（総括部隊＜総務班＞）

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、被害状況等を把握するため、総括部隊（総務班）は無線機材を災害現地に配置し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信が確保できるように努める。

なお、津波の被害が発生した場合など、市町等の保有する無線機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止し、緊急に情報を伝達する必要がある際には、総括部隊（総務班）は、以下の無線機材等の貸し出しを行うなど、通信確保の支援を行う。

また、移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）を保有する防災関係機関に対し、必要に応じて貸出の要請を行う。

- ① 本庁及び各庁舎に配備している地上系携帯型防災行政無線機器
- ② 本庁、防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器
- ③ 通信機能を持った移動防災情報センター車
- ④ 国立大学法人三重大学の練習船勢水丸及び自然災害対策室に配備している地上系防災行政無線機器

(2) 県と市町防災行政無線による非常時の通信（総括部隊＜総務班＞）

三重県防災通信ネットワークの地上系防災行政無線のシステムを共用して移動系防災行政無線を構築した市町及び、県と市町移動系防災行政無線とで通信の互換性を有する市町にあっては、非常時の通信に関する応援協定に基づき、相互通信（県と市町移動系防災行政無線とが相互に通信すること）を提供する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要であれば、市町は県に対して相互通信を要請する。また県は、市町から応援要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供する。

(3) 警察通信（警察部隊）

警察無線設備を通じて通信する場合、あらかじめ指名された通信統制官（警察本部通信指令課長）又は警察署長に対して、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を事前に申し出て、その承認を得た上で使用する。

(4) 国土交通省の水防道路用マイクロ無線網による通信（社会基盤対策部隊）

国土交通省（本省、各地方整備局、各河川・道路事務所・出張所）と都道府県、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社等の間を結ぶ通信網で、県（県土整備部）を通じて使用する。

(5) 非常通信ルートの確保(総括部隊<総務班>)

災害などで、三重県防災通信ネットワーク等の通信確保が困難と認められるときは、非常通信事務必携に従い、東海地方非常通信協議会事務局(東海総合通信局)と協議の上、国等の防災関係機関の協力を得て通信を確保する。

(6) アマチュア無線等の活用(総括部隊<総務班>)

アマチュア無線や漁業無線の活用等、地域の無線ネットワークの活用を図る。

3. 通信設備の応急復旧(総括部隊<総務班>)

三重県防災通信ネットワークの機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材等を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

4. 通信設備の機能維持(総括部隊<総務班>)

長期停電等に備え、通信機器用非常用発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

■市町が実施する対策

市町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1. 通信手段の確保

市町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2. 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 通信手段の確保
- (2) 通信途絶時の対応
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1. 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

① 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

② トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

- ・ 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

- 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

③ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

(2) 通信（無線）連絡施設の運用確認等

特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用確認をする。

2. 応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- テレビ・放送回線の救済
- 長期避難所への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- 移動無線機等の活用
- 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- 中継送路のマイクロ方式による救済
- 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- 重要加入者及び重要専用線の救済
- 公衆電話の復旧
- 孤立地域（村落）の通信途絶、解消

② 復旧方法

- 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

3. 孤立防止対策用衛星電話による通信の確保

災害による孤立の可能性のある特定地域の通信途絶を防止するため、防災関係機関（市町等）に孤立防止対策用衛星電話を設置し、災害時における通信の確保を図る。

設置場所	住所
津市太郎生出張所	三重県津市美杉町太郎生 2120
亀山市役所加太出張所	三重県亀山市加太板屋 4622-1
伊賀市 大山田東保育園	三重県伊賀市猿野 1332-1
松阪市波瀬出張所	三重県松阪市飯高町波瀬 148
松阪市宇気郷地区市民センター	三重県松阪市柚原 38 番地
大台町役場領内出張所	三重県多気郡大台町小滝 151

大台町役場大杉谷出張所	三重県多気郡大台町檜原 528
鳥羽市 磯部漁業協同組合神島支所	三重県鳥羽市神島長 113-2
志摩市 志摩の国漁業協同組合御座支所	三重県志摩市志摩町御座 407-2
南伊勢町役場島津出張所	三重県度会郡南伊勢町古和浦 101 番地 3

西日本電信電話株式会社提供

<移動通信事業者の実施する対策>

1. 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 県災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2. 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3. 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1. 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1. 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2. 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 県災対本部への連絡員派遣

県災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3. 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 (発災3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

第1項 活動方針

○ 県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊 (総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊 (総括班、救助班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊 (救助班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊 (総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊 (総括班、救助班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 県が実施する対策

1. 自衛隊災害派遣要請

(1) 第1報の報告(総括部隊<総括班>)

災害発生後速やかに、自衛隊に対して、自衛隊が派遣準備できるように第一報を入れる。

- 第一報：自衛隊が、正式な要請があったときに迅速に対応できるよう、派遣初動の準備体制を強化してもらえる最低限の情報

(2) 派遣要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第33普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

また、地震災害警戒本部において、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事から上記派遣要請を行う。

≪災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)≫

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

《要請書に記載する事項》

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となる事項

(2) 派遣部隊の受入体制の整備(総括部隊<救助班>)

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

(3) 経費の負担区分の協議(総括部隊<総務班>)

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

- ①派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ②派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む)及び入浴料
- ③派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- ④県・市・町が管理する有料道路の通行料

(4) 派遣部隊の撤収要請(総括部隊<総括班、救助班>)

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。

2. 海上保安庁への応急措置の実施要請

(1) 応急措置の実施要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

《応急措置の実施要請事項》

- ①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ②巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③その他、県が行う災害応急対策の支援

《要請書に記載する事項(例)》

- ①災害の状況及び応急措置を必要とする事由
- ②応急措置を希望する期間
- ③応急措置を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となる事項

(2) 応急措置の受入体制の整備(総括部隊<救助班>)

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

(3) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊＜総括班、救助班＞）

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙8により、撤収の要請を行う。

■市町が実施する対策

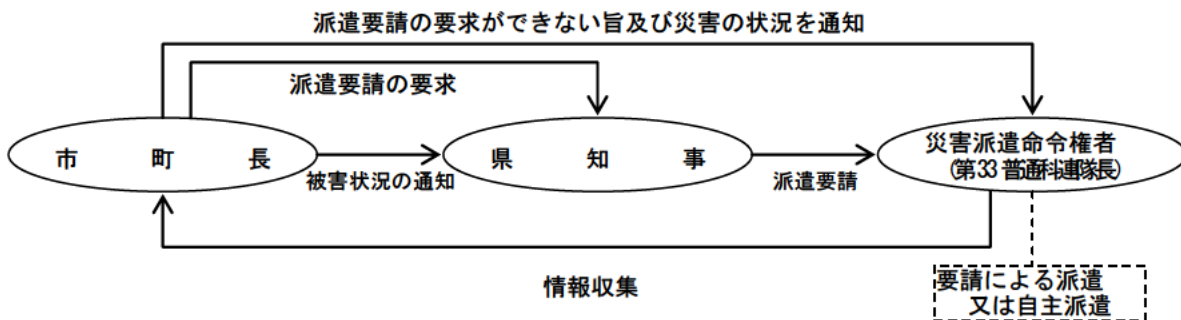
1. 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。



〈災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)〉

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

2. 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙5により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求めるもととする。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙7により、撤収の要請を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1. 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2. 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- ①被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ②避難の援助（誘導、輸送）
- ③遭難者等の捜索救助
- ④水防活動
- ⑤消防活動
- ⑥道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水の支援
- ⑩救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪危険物の保安及び除去等

3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

- ①自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ②避難の措置・立入
- ③警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④他人の土地等の一時使用等
- ⑤現場の被災工作物等の除去等
- ⑥住民等を応急措置の業務に従事させること

4. 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

<海上保安庁の対策>

1. 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙2) 災害派遣要請書 (陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙3) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長) 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

(別紙4) 撤収要請書 (陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

(別紙5) 応急措置実施要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長) 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況 (特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙6) 応急措置実施要請書 (第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況 (特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 支援を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙7) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長) 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

(別紙8) 撤収要請書 (第四管区海上本本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用 (発災4)

【主担当部隊】：総括部隊（情報班・広聴広報班）

第1項 活動方針

- 特に津波の発生に関する情報について、気象庁(津地方気象台)と連携して速やかに情報を収集し、即時に市町、県民に情報提供する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、災害時要援護者に配慮することとし、市町と連携して県民や地域の協力を積極的に求める。
- 市町からの被害情報等の収集・伝達にあたっては、県職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と綿密に連携する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、情報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
被害情報等の収集	総括部隊 (情報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊 (情報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
県民への広報・広聴	総括部隊 (広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総括部隊 (総括班、情報班)	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報 (気象庁<津地方気象台>)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

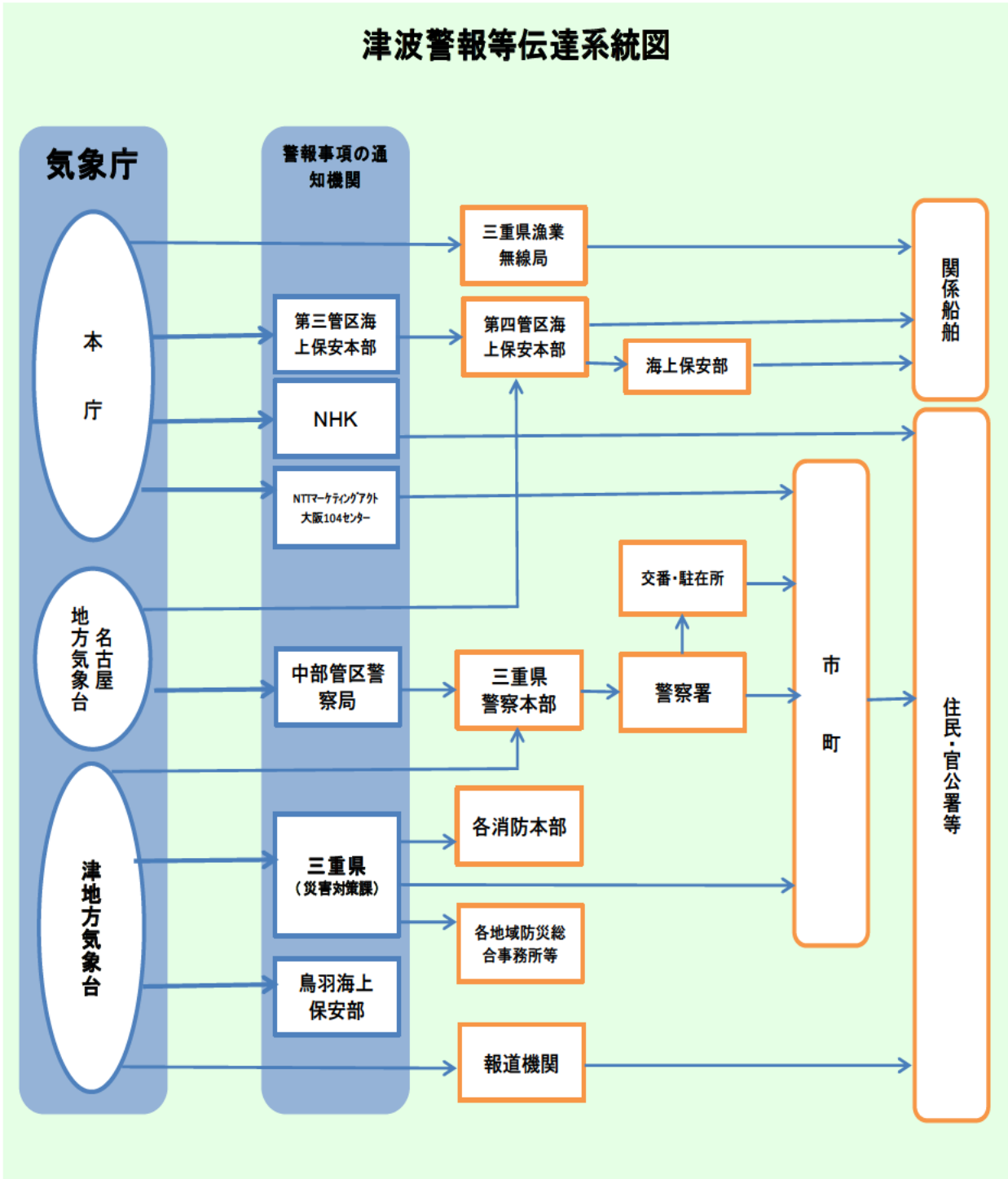
第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1. 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。

津波警報等伝達系統図



(主な伝達系統)

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	市町	・市町防災行政無線	住民 官公署等
中部管区警察局	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・FAX	市町
第三管区 海上保安本部	・専用電話 ・専用FAX	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 関係船舶
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本 (NTTマーケティング・アクト大阪104センター)	・一般電話 ・FAX	市町 (津波警報のみ)		
三重県漁業無線局	・無線	関係船舶		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- ・警報等連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- ・警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。
- ・警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

■県が実施する対策

1. 災害情報の収集・伝達(総括部隊<総括班、情報班>)

(1) 地震に関する情報の収集等

緊急地震速報の受信又は地震動の感知等により地震発生を認知した場合、職員は身の安全を図る措置を取る。

揺れが収まり、安全が確保できることが確認でき次第、速やかに三重県震度情報ネットワーク(※)及びテレビ・ラジオ等により地震の規模、震源等を確認し、配備基準に基づき県災対本部の設置に備える。

※ 「三重県震度情報ネットワーク」とは、各市町に設置された震度計で計測された震度情報を県庁で集約するシステムで、収集した震度情報は、総務省消防庁及び気象庁へ転送されている。

(2) 幹部職員等への災害情報の伝達

総括部隊(総括班、情報班)は、気象台の通知情報等から地震の規模、震源、津波発生の有無等の災害情報を収集し、「第1節 活動態勢の整備 <県が実施する対策> 1.(3) 幹部職員への連絡系統」により、速やかに災害対策統括会議構成員に伝達するとともに、災対本部各本部員等に伝達する体制を整える。

2. 津波警報発表時等の緊急の情報伝達等(総括部隊<総括班、広聴広報班、総務班>)

(1) 市町等への津波警報等の伝達

津波警報等が発令された場合、総括部隊（総務班）は、三重県防災情報ネットワーク（津波一斉）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

(2) ホームページ等での情報提供

総括部隊（総務班）は、「防災みえ.JP」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、防災情報メール配信サービスの登録者に情報を伝達する。

(3) 報道機関を通じた情報提供等

総括部隊（広聴広報班）は、報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。

3. 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）

(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集する。

また、総括部隊（情報班）は三重県防災情報システムをはじめ、災害の状況に応じた適切な手段を用いて被害情報等を取りまとめるとともに、必要な情報を関係機関に提供する。

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、救助班）	市町（※）、警察 自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話
② 道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理道路	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	公共工事進行管理システム（災害管理システム）
国管理道路	総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
③ 堤防・護岸・港湾施設の状況			
市町管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班） （農林水産対策班）	市町（※）	電話
県管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	災害管理システム
国管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班） 総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	電話
④ ライフライン状況			
市町水道	被災者支援部隊（水道応援班）	市町（※）	電話

県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道・電気班)	地方部(水道事務所)	防災情報システム 電話
上記以外	総括部隊(情報班)	各事業者	電話
⑤ 医療施設関係状況	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	災害拠点病院 災害医療支援病院	
⑥ 文教施設関係状況	総括部隊(情報班) 被災者支援部隊(教育対策班)	市町 市町教育委員会、各施設	防災情報システム 電話
⑦ その他の施設の状況			
市町施設、その他施設	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム
県立施設	各所管部隊	各施設	電話

情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
2. 対策の実施状況			
① 住民避難の状況	総括部隊(情報班)	市町(※)	防災情報システム
② 救護物資の状況	救援物資部隊(物資調整班)	市町(※)	電話
③ 避難所運営の状況	被災者支援部隊(避難者支援班)	市町(※)	電話
④ ボランティア受入状況	被災者支援部隊(ボランティア班)	みえ災害ボランティア支援センター	電話
⑤ 治安の状況	警察部隊	警察署	警察通信
⑥ その他の対策の状況	総括部隊(情報班)	市町(※) 各部隊 関係機関	防災情報システム 電話

※ 情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

(2) ヘリコプターの活用による情報収集(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊)

早期に被害の概要を把握するため、必要に応じヘリコプター(三重県警察ヘリコプター、三重県防災ヘリコプター)により情報を収集する。

また、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステムやビデオを活用し、画像による被害状況の把握を行う。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第33普通科連隊及び他府県に対し、応援を要請する。

(3) 参集途上職員による情報収集(総括部隊<総括班>)

参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後、班長又は所属長に対し報告する。

各班長及び所属長は、職員の報告内容を総括部隊(総括班)に報告する。

(4) 地方部派遣チームによる情報収集等(地方部<総括班>)

地方部(総括班)は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。

(5) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊＜派遣班＞）

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。

(6) 通信ボランティアの活用による情報収集（総括部隊＜総務班＞）

大規模な災害発生時で情報収集・伝達に支障がでる場合には、「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定」に基づき、アマチュア無線家等の通信ボランティアの協力を得る。
アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行う。

4. 被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて市町に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

5. 県民への広報・広聴

(1) 県民への情報提供（総括部隊＜総務班、広聴広報班＞）

以下に掲げる県民に必要な情報については、県ホームページ（防災みえ.jp）により情報伝達を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

- ①地震・津波の発生状況
- ②災害発生状況（被害状況）
- ③気象状況

- ④災害対策本部に関する情報
- ⑤救助・救出に関する情報
- ⑥避難に関する情報
- ⑦被災者の安否に関する情報
- ⑧二次災害危険性に関する情報
- ⑨主要道路状況
- ⑩公共交通機関の状況
- ⑪ライフラインの状況
- ⑫医療機関及び救護所等の状況
- ⑬給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭公共土木施設状況
- ⑮防疫・衛生に関する情報
- ⑯教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑰ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱住宅に関する情報
- ⑲民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の情報提供にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

県民に対して広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、総括部隊(広聴広報班)は、災害、復旧に関する情報を迅速に提供する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力する。

(2) 県民対応窓口の設置(総括部隊<広聴広報班>)

県民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

■市町が実施する対策

1. 津波警報発表時等の緊急の措置

(1) 避難指示の伝達

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、市町長は海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて各市町の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発令された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 災害時要援護者への情報伝達

地域によって津波到達時間等が大きく異なる本県の地域特性を踏まえつつ、可能な範囲で災害時要援護者への災害情報の確実な伝達に努める。災害時要援護者の個別の避難計画を策定している市町にあっては、計画に基づく情報伝達を行う。

2. 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に災害時要援護者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「<県が実施する対策> 4.被害情報等の関係機関への情報伝達等 (3)消防庁への連絡先」を参照）。

(3) 緊急派遣チームとの連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

3. 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ①災害発生状況
- ②気象状況
- ③災害対策本部に関する情報
- ④救助・救出に関する情報
- ⑤避難に関する情報
- ⑥被災者の安否に関する情報
- ⑦二次災害危険性に関する情報
- ⑧主要道路状況
- ⑨公共交通機関の状況
- ⑩ライフラインの状況
- ⑪医療機関及び救護所等の状況
- ⑫給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬公共土木施設状況
- ⑭防疫・衛生に関する情報
- ⑮教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑯ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰住宅に関する情報
- ⑱民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2) 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 地震・津波情報等の収集の方法及び連絡系統

- (2) 津波警報等発表時の緊急の措置
- (3) 収集する被害情報等の種類と収集・報告の方法
- (4) 住民への広報・広聴
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜気象庁（津地方気象台）＞の実施する対策＞

1. 津波に関する警報等、地震及び津波に関する情報の発表

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、「＜計画関係者共通事項等＞ 1. 津波警報等の伝達系統」により県及び関係機関が伝達する。

2. 緊急地震速報（警報）の発表（気象庁）

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

1. 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）を配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関の実施する対策＞

1. 地震・津波災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報をもとに、県民に対して次の内容にかかる地震・津波災害関係情報の広報を行う。

【広報内容】

- ①地震・津波の発生状況
- ②災害発生状況（被害状況）
- ③気象状況
- ④県災対本部に関する情報
- ⑤救助・救出に関する情報
- ⑥避難に関する情報
- ⑦被災者の安否に関する情報
- ⑧二次災害危険性に関する情報（余震を含む）
- ⑨主要道路状況
- ⑩公共交通機関の状況
- ⑪ライフラインの状況
- ⑫医療機関及び救護所等の状況
- ⑬給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭公共土木施設状況
- ⑮防疫・衛生に関する情報
- ⑯教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報

- ⑰ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱住宅に関する情報
- ⑲民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1. 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

2. 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発令状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の到達までできる限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

(2) 災害時要援護者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で災害時要援護者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

災害時要援護者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

2. 津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、市町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

3. 被害情報等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備 (災5)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

<p>《応援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて進出する。 ○ 三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。 <p>《受援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。
--

第2項 主要対策項目

応援体制（県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊 (総括班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総括部隊 (派遣班)	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援市町への応援要請	総括部隊	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

応援体制（県外被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定に基づく応援要請の受理	総括部隊 (総括班)	随時	・被災状況(要請元自治体)
連絡要員の派遣	総括部隊 (派遣班)	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)

応援市町への応援要請	総括部隊	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

受援体制（県外及び県内自治体等から）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総括部隊 (総括班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
国に対する要請	総括部隊 (総括班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受入れ	総括部隊 (総括班)	【発災 48 時間以内】	・受入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部隊(班)	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(地方部・市町等)
受援体制の構築	関係部隊(班)	【発災 72 時間以内】	・受入れ時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

《応援体制》

○県内被災地への応援の場合

1. 県内各協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜総括班＞）

三重県市町災害時応援協定各協定をはじめとする各協定及び基本法第 68 条に基づく応援要請について確実に受理を行う。

2. 連絡要員の派遣（総括部隊＜派遣班＞）

県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。

派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。

3. 応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。

また、応援可能な資源(人・物)について確保するとともに、県内の応援可能な市町の資源(人・物)について確認し、県からの応援及び市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4. 応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、3.によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

5. 応援体制の構築(関係部隊)

県は、応援要請に基づく県の応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、県が行う応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

○県外被災地への応援の場合

1. 県外各協定等に基づく応援要請の受理(総括部隊<総括班>)

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに第74条の2第2項に基づく応援の要求について確実に受理を行う。

2. 連絡要員の派遣(総括部隊<派遣班>)

県は、全国知事会や応援協定主管府県等の要請があった場合、応援要請があった被災都道府県へ連絡要員を派遣する。なお、被害が甚大で応援要請が行えない場合においては、必要に応じ、自主的に連絡要員を被災都道府県へ派遣する。

連絡要員は、県と緊密に連絡を取りながら、被災都道府県の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3. 応援内容の検討及び市町間の調整(関係部隊)

応援要請を受理した場合、直ちに被災都道府県と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。また、応援可能な資源(人・物)を確保する。

応援内容によって県内市町からの応援が必要と認められる場合には、県内市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4. 応援市町への応援要請(関係部隊)

県は、3.によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

5. 応援体制の構築(関係部隊)

県は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、県の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

≪受援体制≫(県外及び県内自治体等からの受援)

1. 各協定等に基づく応援要請(総括部隊<総括班>)

県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、県内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2. 国に対する要請(総括部隊<総括班>)

県は、県内市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認

められるときは、基本法第70条第3項に基づき、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、基本法第74条の3に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3. 連絡要員の受入れ（総括部隊＜総括班＞）

県災対本部に国及び応援自治体等の連絡要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、各部隊は国及び応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

4. 具体的な要請内容の検討（関係部隊）

各部隊は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

5. 受援体制の構築（関係部隊）

各部隊は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入れ拠点を確保し、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

国等を通じて海外からの支援の申し入れがあった場合、各部隊は、活動エリア・活動内容・期間について関係省庁及び関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて通訳や翻訳作業を行うための人員を確保することとする。

■市町が実施する対策

＜＜応援体制＞＞

1. 各協定等に基づく応援要請の受理

応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2. 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援市町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3. 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4. 応援体制の構築

応援市町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自活的にいえるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5. 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《応援体制》

1. 各協定等に基づく応援要請

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2. 連絡要員の受入れ

被災市町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3. 具体的な要請内容の検討

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4. 受入体制の構築

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

《応援体制》

- (1) 各協定に基づく応援要請
- (2) 連絡要員の受入れ
- (3) 具体的な要請内容の検討
- (4) 受入体制の構築
- (5) その他必要な事項

《応援体制》

- (1) 各協定に基づく応援要請の受理
- (2) 情報収集のための職員の派遣
- (3) 応援内容の検討
- (4) 応援内容の構築
- (5) その他必要な事項

【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県)	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	中部ブロック 幹事県 近畿ブロック 幹事県	【カー(支援)県】

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	応援縣市	【主たる応援縣市】 ・隣接縣市
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【カウンターパート】 ・応援府県
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	応援県	・和歌山県 ・奈良県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害対策部及び応援市町	【県及び応援市町】

第6節 国・その他の地方公共団体への対策要員の派遣要請等（発災6）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総括部隊 (総括班)	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
従事命令	総括部隊 (総括班)	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊<総括班>）

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 都道府県間の災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

次の各協定に基づく場合は、各協定書の規定に基づき行う。

- ・中部9県1市災害応援に関する協定

（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）

- ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合）

- ・紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定（三重県、奈良県、和歌山県）

- ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（各都道府県）

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2. 従事命令等（総括部隊〈総括班〉）

知事は、災害が発生した場合において、基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法（第七条、第八条）の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

なお、知事は、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(1) 執行にかかる事務

従事命令等の執行の事務は、各法令を所管する部局担当課が実施する。

(2) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、公用令書を交付する。

(3) 費用

知事が基本法第71条並びに救助法第7条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）第10条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害対策に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族等に対し、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年三重県条例第46号）」に基づき損害を補償する。（三重県地域防災計画添付資料参照）

【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項

1. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
2. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
3. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
4. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
5. 緊急輸送の確保に関する事項
6. 1. から 5. までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考2】基本法第70条第1項の規定による知事の権限

1. 従事命令（救助法第7条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、左官及びとび職
- ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者
- ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者
- ⑦ 軌道経営者及びその従事者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者
- ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者

⑩ 港湾運送事業者及びその従事者

2. 協力命令（救助法第8条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

■市町が実施する対策

1. 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市町長又は、市町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2. 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 国及びその他の地方公共団体への職員派遣要請

(2) 従事命令等

(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1. 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第7節 災害救助法の適用(災7)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）
総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班) 保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)
災害救助法の運用	保健医療部隊 (保健衛生班)他	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)

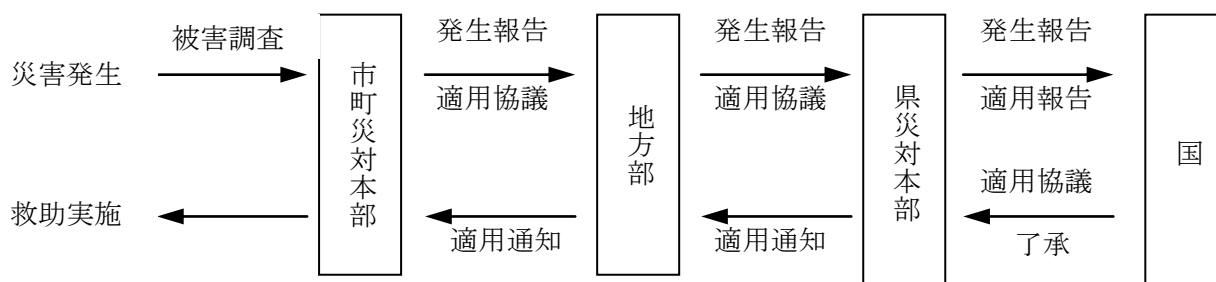
※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 災害救助法の適用

(1) 適用の手続き



(2) 適用基準（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜保健衛生班＞）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

①適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- (ウ) 原則として同一の原因による災害であること。

②適用基準

- (ア) 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。
- (イ) 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。
- (ウ) 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町の区域内で多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと（施行令第1条第1項第4号）。

(3) 被災世帯の算定基準（総括部隊<総括班>、保健医療部隊<保健衛生班>）

①住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

②住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2. 災害救助法の運用（保健医療部隊<保健衛生班>）

(1) 救助法による救助の種類

- ①収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ②炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④医療及び助産
- ⑤災害にかかった者の救出
- ⑥災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋葬
- ⑩死体の捜索及び処理
- ⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ (1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 知事から委任を受けた市町長は、委任された救助の実施責任者となる。

■市町が実施する対策

1. 救助の実施

知事から委任を受けた救助を実施するとともに、その実施状況について知事へ報告する。

2. 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁 : 救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担 : ①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害救助法の手続き
- (2) 救助の実施内容
- (3) その他必要な事項

市町別適用基準

災害救助法施行令第1条第1項による。

	市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
1	津市	282,933	114,126	100	50
2	四日市市	307,389	122,177	150	75
3	伊勢市	129,043	49,826	100	50
4	松阪市	167,155	65,065	100	50
5	桑名市	140,820	52,910	100	50
6	鈴鹿市	198,632	76,372	100	50
7	名張市	79,737	30,276	80	40
8	尾鷲市	19,081	9,023	50	25
9	亀山市	50,293	18,900	80	40
10	鳥羽市	20,543	8,114	50	25
11	熊野市	18,673	8,677	50	25
12	いなべ市	45,569	16,349	60	30
13	志摩市	52,876	20,690	80	40
14	伊賀市	95,004	34,458	80	40
15	木曾岬町	6,678	2,250	40	20
16	東員町	25,572	8,748	50	25
17	菰野町	40,297	14,072	60	30
18	朝日町	9,946	3,519	40	20
19	川越町	14,445	5,840	40	20
20	多気町	15,225	5,352	50	25
21	明和町	22,726	7,648	50	25
22	大台町	10,097	3,884	40	20
23	玉城町	15,292	5,241	50	25
24	度会町	8,515	2,635	40	20
25	大紀町	9,529	3,889	40	20
26	南伊勢町	13,855	5,753	40	20
27	紀北町	17,784	7,922	50	25
28	御浜町	9,075	3,982	40	20
29	紀宝町	11,438	5,044	40	20
	計	1,838,222	712,742		

※人口、世帯数は平成22年国勢調査を基礎とする平成25年12月1日現在の推計値

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表
平成24年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 ホテル、旅館を活用した避難所の設置も対象とする。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																	
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 世</th> <th>2 人 帯</th> <th>3 人 帯</th> <th>4 人 帯</th> <th>5 人 帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼</td> <td>夏</td> <td>17,200</td> <td>22,200</td> <td>32,700</td> <td>39,200</td> <td>49,700</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,500</td> <td>36,900</td> <td>51,400</td> <td>60,200</td> <td>75,700</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,300</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 世	2 人 帯	3 人 帯	4 人 帯	5 人 帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400	半壊半焼	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400	冬	9,100
区 分	1 世	2 人 帯	3 人 帯	4 人 帯	5 人 帯	6人以上1人増すごとに加算																															
全壊全焼	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300																														
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400																														
半壊半焼	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400																														
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300																														
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																	
災害にかかった者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																	
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内																																		
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。																																	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		1人当たり4,100円 中学校生徒 1人当たり4,400円 高等学校等生徒 1人当たり4,800円		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内 検案金 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※ この表は、災害救助法施行細則(昭和40年三重県規則第11号)の概要であり、原則として毎年度改正を行うため、適用時点の基準を用いる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 (発災8)

【主担当部隊】：警察部隊

社会基盤対策部隊(公共土木対策班)

社会基盤対策部隊(農林水産対策班)

第1項 活動方針

○南海トラフ地震発生後は、県内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。
○津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)
緊急輸送道路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)
海上航路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災3日以内】	・県内港湾・漁港の被災状況

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波からの避難路の確保にかかる交通規制	警察部隊	【発災直後】 津波からの住民の避難行動が見込まれた時点	・津波警報(気象庁)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 道路交通情報・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

(1) 監視用テレビカメラ等による道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや（社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や市町、民間事業者等からの道路情報等の収集

県内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、県管理道路の情報以外に、国や市町が管理する道路情報、（社）三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

(3) 道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、社会基盤対策部隊において道路情報の一元化を図る。

2. 道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、県が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、別に定める「三重県公共土木施設パトロール必携」に基づき、各建設事務所が実施する。

①道路パトロールの体制

建設事務所長はパトロール班を参集した職員数に応じて複数配備し、パトロールを実施する。また、パトロール以外の業務を行うための体制を整える。

②道路パトロールの実施個所

地震・津波発生時の道路パトロールは、下記の箇所又は区域を標準として行う。

<p>異常時における要注意箇所又は区域</p>	<p>三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域の内、特に注意を要する区域</p>
-------------------------	--

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

①応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

②緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

③住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報する

とともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3. 緊急輸送道路の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

(1) 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

(2) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

（緊急輸送道路の指定等については、第2部第4章第1節「緊急輸送体制の整備」に記載）

4. 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊）

災害が発生した場合において、津波等からの避難路の確保及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行う。

(1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、津波等からの避難路及び緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- ① 避難路及び緊急交通路の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

(2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地や浸水区域への流入抑制を図る。

② 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

④ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実

施する。

⑤交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(3) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 交通信号機等交通安全施設の機能確保

- ① 交通信号機の停電について、自動起動型信号機電源付加装置が整備済の交通信号機については、同装置により対応する。
- ② その他交通安全施設について、特別点検、修理等応急対策を実施する。

(5) (社)三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき(社)三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

(6) 津波災害時の交通規制にかかる警察官の安全確保

津波からの避難指示が出され、沿岸部からの多数の避難者の避難路を確保するための交通規制を実施するにあたっては、津波の到達時間予測等に基づき、規制にあたる警察官の安全を確保する。

(7) 緊急通行車両の確認と証明書等の交付

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所及び県防災対策部及び地域防災総合事務所等において以下のとおり行う。

特に事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については迅速に交付する。

①緊急通行車両の確認

災害が発生した際、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

②緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届

出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

(事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載)

5. 海上航路の確保(社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>)

海上輸送を行うための航路を確保するため、海上輸送の拠点となる耐震強化岸壁を有する港湾・漁港を中心に、湾内の状況を把握し、航路啓開を実施する。

■市町が実施する対策

1. 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策>3.(3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 道路被害情報の収集
- (2) 交通規制に関する措置
- (3) 道路の応急復旧等(緊急啓開路線、啓開活動等)
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1. 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策>3.(3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2. 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1. 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

2. 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3. 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

4. 排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

<中日本高速道路株式会社の対策>

1. 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ①関係部署等への情報伝達体制の確保
- ②施設・設備等の被害状況の把握
- ③県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、中日本高速道路株式会社は情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2. 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

<海上保安庁、港湾管理者の対策>

1. 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2. 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3. 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4. 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5. 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1. 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

- ① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- ② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ④ やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- ⑤ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

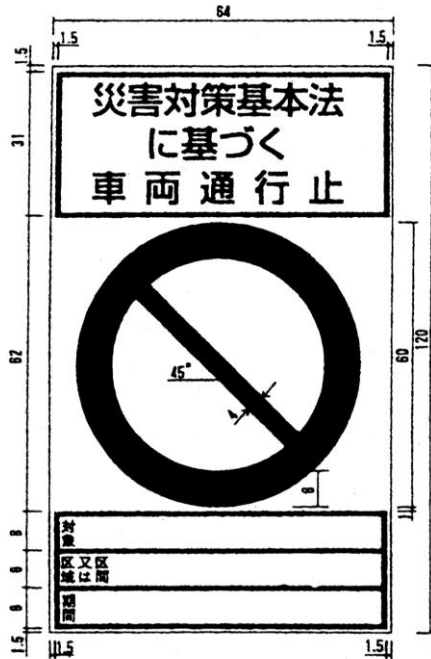
2. 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - ・ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参 考

1. 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



2. 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動(発災9)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
社会基盤対策部隊（農林水産対策班）

第1項 活動方針

○地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊(農林水産対策班、公共土木対策班)	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体(市町) ・県水防支部(各建設事務所)
応急復旧工事の実施	社会基盤対策部隊(農林水産対策班、公共土木対策班)	【発災24時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体(市町) ・県水防支部(各建設事務所)

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
必要な箇所の門扉開閉操作	社会基盤対策部隊(農林水産対策班、公共土木対策班)	【発災1時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・津波警報、潮位情報等(気象台)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 必要な箇所の門扉開閉操作(社会基盤対策部隊<農林水産対策班、公共土木対策班>)

水門、堰堤等の管理者(操作責任者)は、津波警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

但し、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

2. 監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。

(1) 巡視(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河

川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得るよう水防管理団体を指導する。

(2) 非常警戒（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

3. 応急復旧工事の実施（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

■市町が実施する対策

1. 必要な箇所の門扉開閉操作

「＜県が実施する対策＞1. 必要な箇所の門扉開閉操作」に準ずる。

2. 監視、警戒体制

(1) 巡視、非常警戒

「＜県が実施する対策＞2. (1)巡視、(2)非常警戒」に準ずるが、監視・観測機器の設置にも努める。

(2) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の災害時要援護者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(3) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

3. 応急復旧

「＜県が実施する対策＞3. 応急復旧工事の実施」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 必要な箇所の門扉開閉操作

(2) 監視、警戒体制

(3) 水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）

(4) 災害発生直前の対策（水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など）

(5) 応急復旧工事の実施

(6) その他必要な事項

第3節 ライフライン施設の復旧・保全 (発災10)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

第1項 活動方針

- 県企業庁の水道、工業用水道、電気施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	施設中央監視システム等(企業庁、県災対本部)
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班)	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	施設の被害及び復旧状況(企業庁、県災対本部)
市町水道施設応急復旧活動への参加	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班)	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	市町水道施設被害状況(県災対本部)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

【水道】

1. 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>）
水道施設は、都市が活動していくうえでの基幹的施設であり、住民の生活に一日も欠かせない施設であるとともに、大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しているため、地震災害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。
 - (1) 被害状況の把握等
県企業庁は、発災後、管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部（社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）、被災者支援部隊（水道応援班））へ報告する。
 - (2) 応急復旧用資機材の確保
県企業庁は、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2. 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、その状況に応じて、企業庁震災対策本部の設置を行うとともに、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急体制の確立

被害の状況により、受水市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

震災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図るとともに、伝達は正確かつ簡潔、迅速に行う。

(3) 動員体制の確立

応急復旧、応急給水に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 施設に関する情報共有

施設の被害状況、応急復旧の見通し、応急給水の状況等を受水市町と情報共有を図る。

(5) 応急復旧の実施

企業庁施設の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

3. 市町水道施設応急復旧活動への参加（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）

市町から「三重県水道災害広域応援協定」に基づく水道施設の応急復旧にかかる応援要請があった場合には、県企業庁は被災者支援部隊（水道応援班）の要請に基づき、可能な範囲で応援活動を行う。

【工業用水道】

1. 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、震災等により管路施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発するおそれがあるほか、漏水事故等による二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 被害状況の把握等

県企業庁は、発災後、管理する工業用水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部（社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班））へ報告する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

県企業庁は、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2. 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、その状況に応じて、企業庁震災対策本部の設置を行うとともに、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急体制の確立

被害の状況により、関係市町、受水企業と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

(2) **情報連絡体制の確保**

震災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、応急連絡体制の確立を図るとともに、伝達は正確かつ簡潔、迅速に行う。

(3) **動員体制の確立**

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) **応援要請等**

県企業庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書（H9.2.28）」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（H24.5、日本工業用水協会）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) **施設に関する情報共有**

施設の被害状況、応急復旧の見通し、県企業庁の対応等状況を関係市町、受水企業に情報提供する。

(6) **応急復旧の実施**

地震災害による施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く企業に給水する。

【電気】

1. **被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）**

(1) **被害状況の把握等**

発災後、県企業庁が管理する発電所施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) **応急復旧用資機材の確保**

県企業庁は、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2. **施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）**

県企業庁が管理する発電所施設について、施設の被害状況の調査を行い、応急復旧計画を速やかに策定するとともに、応急復旧用の資機材の確保を行う。

(1) **被害状況の報告**

発電所施設の被害状況など必要な事項を中部電力株式会社ほか関係機関に報告する。

(2) **二次災害の防止措置**

発電及び送電を継続すると被害をもたらすおそれのある場合は、二次災害を防止するため、ただちに発電及び送電を停止する等の適切な処置を行う。

(3) **応急復旧の実施**

策定した応急復旧計画に基づき、必要な人員及び資機材を確保し、発電所施設の十分な安全確認を行いながら、復旧作業を実施する。

【下水道】

1. **被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

発災後、県が管理する下水道施設（浄化センター、幹路等）について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2. 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対し、下水排除の制限を行う。

■市町が実施する対策

【水道】

1. 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

市町水道は、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2. 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所への応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3. 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【下水道】

1. 被害情報の収集

発災後、市町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2. 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、下水排除の制限を行う。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 被害情報の把握
- (2) 関係機関、関係団体等との連絡体制
- (3) 復旧活動
- (4) 応急復旧の調整
- (5) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1. 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2. 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3. 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

<都市ガス事業者の実施する対策>

1. 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 地震が発生した場合、下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
 - ・ 複数の地震計のS I値が60カイン以上を記録した場合
 - ・ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② 地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予想される地域（地震計のS I値が30カイン以上。ただし、複数の地震計のS I値が60カイン以上を除く。）では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。
 - ・ 道路及び建物の被害状況
 - ・ 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - ・ ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

地震発生時の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や救援要請を関係

機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2. 復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

1. 緊急対策

- ① 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③ LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- ④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2. 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

3. 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<コミュニティガス事業者の対策>

「<都市ガス事業者の実施する対策>及び<LPガス事業者の実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者の実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞

1. 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2. 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ①関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ②施設、旅客等の被害状況の把握
- ③県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ①災害の規模
- ②被害範囲
- ③被害の状況
- ④不通線区
- ⑤開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ①折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- ②迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策>

1. 地震時の運転規制

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2. 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通区間
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

(5) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

<三重県石油商業組合の実施する対策>

1. 緊急対策

- ① 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- ② 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- ③ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

2. 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第4節 公共施設等の復旧・保全(災11)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
社会基盤対策部隊（農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害孤立地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	開始活動(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) (農林水産対策班)	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	被害状況（社会基盤対策部隊、各市町、道路管理者等、防災関係機関（出先機関含む））
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況（社会基盤対策部隊）
施設の復旧活動	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) (農林水産対策班)	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況（社会基盤対策部隊）
施設における危険箇所の周知	社会基盤対策部隊 総括部隊(広聴広報班) 被災者支援部隊(被災者支援班)	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況（社会基盤対策部隊）

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）

(1) 被害情報の収集

「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <県が実施する対策> 1. 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害孤立地域の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、災害孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

2. 港湾施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

3. 漁港施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

4. 河川・海岸施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 被害情報の収集

「第2節 水防活動 ＜県が実施する対策＞ 1. 監視・警戒体制」に準じ、被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

5. 砂防設備・治山施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防堰堤、治山ダム等設備の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2) 応急普及に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

6. 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

7. 農業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

農業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

8. 林業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

林業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

9. 漁業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

10. 土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）

(1) 被害情報の収集

地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施する。

(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、

適切な避難対策を実施する。

また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第29条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。

11. 災害時要援護者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）

(1) 被害情報の収集

土砂災害危険地域に災害時要援護者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。

(2) 危険地域立地施設の避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある災害時要援護者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。

■市町が実施する対策

1. 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 市町道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞1. 道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2) 漁港施設

「＜県が実施する対策＞3. 漁港施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸

「＜県が実施する対策＞4. 河川、海岸にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(4) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(6) 漁業用施設

「＜県が実施する対策＞9. 漁業用施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公共土木施設及び農林水産施設の応急復旧対策
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安部の実施する対策>

1. 公共土木施設等にかかる応急復旧

- (1) 道路、橋梁（道路管理者）
「<県が実施する対策>1. 道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。
- (2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）
「<県が実施する対策>2. 港湾施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。
- (3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）
「<県が実施する対策>4. 河川、海岸にかかる応急復旧活動」に準ずる。

第5節 ヘリコプターの活用 (発災12)

【主担当部隊】：総括部隊（救助班）

第1項 活動方針

○南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	開始活動(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊（救助班）	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班））
ヘリコプターの応援要請	総括部隊（救助班）	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班）） ・ヘリコプターの運航状況 （ヘリコプター保有機関）
活動拠点の確保	総括部隊（救助班） 総括部隊（総括班）	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・臨時ヘリポートの被災状況 （市町、各消防本部、各施設管理者）
各活動の実施	総括部隊（救助班）	【発災6時間以内】 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請 （各救助機関、市町） ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 被害情報の収集

県防災ヘリコプターは市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町等の要請の有無に関わらず、情報収集等の活動に出動する。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビシステムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

（「第1章 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 ■県が実施する対策」に準ずる。）

2. ヘリコプターの応援要請

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 緊急消防援助隊

県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。

協定名称	締結先団体
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市

(3) 指定地方行政機関への要請

県は、(2)(3)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。

(4) 協定事業者への要請

協定名	締結相手方
航空機チャーターに関する協定	中日本航空株式会社
災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定 (近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の枠組で締結)	中日本航空株式会社 朝日航洋株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園

(5) 自衛隊への要請

上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。

3. 活動拠点の確保（総括部隊（総括班・救助班））

県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受け入れ体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。

(1) ヘリベース（HB）

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。

ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。

(3) ランディングポイント（LP）

上記(1)(2)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。

(4) 航空燃料の確保

航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及びフ

ワードベースを設置した場合は、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。

4. 各活動の実施（総括部隊（救助班））

県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

- ①被災状況等の調査及び情報収集活動
- ②救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③災害応急対策活動要員、資機材の搬送
- ④被災者等の救出
- ⑤救援物資等の搬送
- ⑥災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- ⑦その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

■市町が実施する対策

1. 県防災ヘリコプターの応援要請

市町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

2. 受け入れ体制の構築

市町はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、臨時離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県へのヘリコプターの応援要請手法
- (2) ヘリコプターの受け入れ体制
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1. 被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2. 要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動(発災13)

【主担当部隊】：総括部隊（救助班）

警察部隊

三重県消防応援活動調整本部

社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

第1項 活動方針

- 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする県民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊 (総括班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
救助・救急及び消防活動の調整	総括部隊 (救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	総括部隊 (総括班) (救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災12時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
資機材の調達等	総括部隊 (総括班) (救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)

	隊(水道・工業用 水道・電気班)		
惨事ストレス対策	総括部隊 (総務班)	【発災 72 時間以内】	・救助・救急活動を実施した 職員の業務従事内容、健 康状態

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 各救助機関への部隊派遣要請

(1) 警察災害派遣隊に対する要請（警察部隊）

災害発生にともない必要があると認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の要請等（三重県消防応援活動調整本部）

県は、近隣市町のみでは対応できず、県内他市町の応援が必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示を行う。

また、他都道府県の応援が必要と認める場合には、消防組織法第 44 条による広域応援要請等を行う。

その場合、県災対本部内に「三重県消防応援活動調整本部」を設置するとともに、要請手続き等については、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」により、活動体制を確保する。

(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請（総括部隊〈総括班〉）

「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請」に基づき、実施する。

2. 救助・救急及び消防活動の調整等（総括部隊〈救助班〉、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部）

(1) 救助機関の活動調整

県は、防災ヘリコプター等により把握した県内の被害状況及び市町からの応援要請に基づき、部隊の効果的な運用や最重要地域の選定等について、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。なお、消防活動にかかる県外消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や展開地域の選定等については、三重県消防応援活動調整本部が消防庁と総合調整を行う。

(2) ヘリコプター等の活用調整

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

(3) 救助関連情報の共有等

県は、救助機関の救助部隊が効果的かつ効率的な救助活動を実施できるよう、以下の対策を実施する。

- ① 各救助機関に対し、救助部隊の対処状況並びに各救助機関が収集した災害情報の提供を求め、これらを集約するとともに、救助要請情報を中心に救助関連情報を整理・分析し、救助機関間で情報の共有を行う。
- ② 救助部隊を受け入れる市町と救助機関を仲立ちし、救助部隊受け入れの調整を行う。

3. 活動拠点等の確保（総括部隊〈総括班〉、救助班〉、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部）

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を、救助部隊を受け入れる市町と調整して確保する。

4. 資機材の調達等(総括部隊<総括班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>)
救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。
また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。
5. 惨事ストレス対策(総括部隊<総務班>、警察部隊)
救助・救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■市町が実施する対策

1. 救助・救急活動の実施及び調整

市町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町村へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2. 消防活動の実施及び受援・応援

(1) 消火活動の実施

市町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく受援要請

市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

3. 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる

施設・空地等を確保する。

4. 資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

5. 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救助・救急及び消防活動の実施及び調整
- (2) 活動拠点等の確保
- (3) 資機材の調達等
- (4) 惨事ストレス対策
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安部の対策>

海上保安部は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動(発災14)

【主担当部隊】：保健医療部隊（医療活動支援班）

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
○発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医療・救護活動	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医薬品等の確保	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	保健医療部隊 (医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(市町・医療機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 医療情報の収集・共有

(1) 医療情報の収集・共有(保健医療部隊<保健衛生班>)

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行うが、通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。

また、保健所等による現地確認と、災害派遣医療チーム(DMAT)・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等の共有により把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。

収集した情報をもとに、災害医療コーディネーターの助言を得て、DMATや医療救護班の派遣要請を検討する。

(2) SCUの状況確認(総括部隊<救助班>、保健医療部隊<保健衛生班>)

広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。

2. 医療、救護活動

(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

①DMATの派遣

被災地において、医療の必要があるときは、知事は、DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣する。

なお、DMATの派遣要請を行うかどうかを判断する際には、災害医療コーディネーターの助言を得て行うことができる。

②日本DMATの派遣要請

被害が甚大で、県内DMATのみの対応では医療の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へ日本DMATの派遣を要請する。

③DMATの活動調整

県災対本部保健医療部隊内に設置した医療本部において、統括DMATがDMAT調整本部機能を担う。

(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

①医療救護班の派遣要請

発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

②地方部による派遣調整

地方部は、市町から医療救護班の派遣依頼があれば、管内において医療救護班の派遣調整を行い、これによっても医療の提供が不足するときは、県災対本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

③医療救護班の派遣

県は、地方部からの要請又は県災対本部において必要を認めたときは、医療救護班の派遣を行う。

なお、県は、必要に応じて、医療救護班でなくDMATを派遣することもできる。

④国及び他都道府県への派遣要請

県は、③によっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

⑤その他

医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、医療本部で調整する。

(3) 患者搬送及び收容の調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞、総括部隊＜救助班＞）

被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。

救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。

(4) SCUの設置（保健医療部隊＜医療活動支援班＞、総括部隊＜救助班＞）

広域医療搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にSCUを決定し、災害拠点病院のDMATと協力してSCU本部を設置する。

SCU本部の設置について、内閣府へ報告した後、国が作成する広域医療搬送計画に基づき、関係機関と調整のうえ、県外への患者搬送を実施する。

SCU本部においては、医療機関だけでなく、搬送機関と協力して、円滑な広域医療搬送

が行えるよう連携して取り組む。

(5) 透析患者の対応（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

透析医療の情報については、「＜県が実施する対策＞ 1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。

それでもなお、受け入れが困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受け入れ可能な地域への移送を行う。

(6) 船舶の利用（総括部隊＜救助班＞）

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、知事又は市町長の要請に基づき、第四管区海上保安本部（四日市海上保安部）に対し、所有船舶の供用を要請する。

(7) こころのケア（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

被災者のこころのケアについて、精神科医、臨床心理士、保健師、児童相談所職員等により、こころの健康センターを中核とし、保健所に相談窓口を設けるとともに、必要な箇所被災者の救護活動を行う。

3. 医薬品等の確保（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配

県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の医療機関等へ分配するとともに、被災地外の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

各保健所においては、所轄市町の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

(2) 援助物資の活用

国及び他府県から提供された援助物資（医薬品等）については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

(3) 輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、新鮮な血液確保のため、広く県民に献血協力を要請する。

4. 医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供

給を依頼する。

■市町が実施する対策

1. 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2. 医療、救護活動

(1) 救護所の設置

市町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や郡市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

「<県が実施する対策>2.(2) 医療救護班の派遣及び配置調整」に準ずる。

市町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

市町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3. 医療施設の応急復旧

「<県が実施する対策>4 医療施設の応急復旧」(1)及び(2)に準ずるほか、人工透析には大量の水が必要なことを認識し、透析施設への優先的な給水を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置候補場所
- (3) 災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携体制
- (4) 患者の搬送体制
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関の実施する対策>

1. 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定めて、常時派遣できる体制を整えておく。

2. 患者搬送及び収容

「<市町が実施する対策>2. (4)患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1. 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日赤三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。